令和８年（2026年）９月16日（水曜日）

第　５　号

令和８年第３回北海道議会定例会会議録

第　５　号

令和８年（2026年）９月16日（水曜日）

議事日程　第５号

９月16日午前10時開議

日程第１、議案第１号ないし第28号、報告第１号ないし第６号、諮問第１号及び第２号

（質疑並びに一般質問）

○本日の会議に付した案件

１．日程第１

出席議員（96人）

議長	100番	伊藤条一君
副議長	82番	梶谷大志君
	１番	山崎真由美君
	２番	岡田遼君
	３番	小林千代美君
	４番	清水敬弘君
	５番	板谷よしひさ君
	６番	伊東尚悟君
	７番	今津寛史君
	８番	木下雅之君
	９番	黒田栄継君
	10番	小林雄志君
	11番	髙田真次君
	12番	武市尚子君
	13番	千葉真裕君
	15番	鶴羽芳代子君
	16番	戸田安彦君
	17番	早坂貴敏君
	18番	藤井辰吉君
	19番	前田一男君
	20番	水間健太君
	21番	鈴木仁志君
	22番	田中勝一君
	23番	石川さわ子君
	24番	海野真樹君
	25番	丸山はるみ君
	26番	中村守君
	27番	寺島信寿君
	28番	水口典一君
	29番	川澄宗之介君
	30番	木葉淳君
	31番	小泉真志君
	32番	鈴木一磨君
	33番	武田浩光君
	34番	渕上綾子君
	35番	宮崎アカネ君
	36番	山根まさひろ君
	37番	和田敬太君
	38番	植村真美君
	39番	佐々木大介君
	40番	滝口直人君
	41番	林祐作君
	42番	檜垣尚子君
	43番	宮下准一君
	44番	村田光成君
	45番	渡邊靖司君
	46番	浅野貴博君
	47番	安住太伸君
	48番	内田尊之君
	49番	大越農子君

50番	太田憲之君
51番	桐木茂雄君
52番	久保秋雄太君
53番	佐藤禎洋君
55番	千葉英也君
56番	道見泰憲君
57番	船橋賢二君
58番	丸岩浩二君
59番	中野秀敏君
60番	池端英昭君
61番	菅原和忠君
62番	中川浩利君
63番	畠山みのり君
64番	沖田清志君
65番	笹田浩君
66番	白川祥二君
67番	新沼透君
68番	阿知良寛美君
69番	田中英樹君
70番	中野渡志穂君
72番	真下紀子君
73番	荒当聖吾君
74番	森成之君
75番	赤根広介君
76番	佐藤伸弥君
77番	池本柳次君
78番	滝口信喜君
79番	松山丈史君
80番	市橋修治君
81番	稲村久男君
84番	広田まゆみ君
85番	高橋亨君
86番	平出陽子君
87番	花崎勝君
88番	三好雅君
89番	村木中君
90番	吉田祐樹君
91番	田中芳憲君
92番	冨原亮君
93番	松浦宗信君
94番	中司哲雄君
95番	藤沢澄雄君
96番	村田憲俊君
97番	吉田正人君
98番	喜多龍一君
99番	髙橋文明君

欠　　員（４人）

14番

54番

71番

83番

出席説明員

知事	鈴木直道君
副知事	濱坂真一君
同	三橋剛君
同	加納孝之君
総務部長兼北方領土対策本部長	坂本隆哉君
総務部危機管理監	髙山圭一君
総合政策部長兼地域振興監	中村昌彦君
総合政策部グローバル戦略推進監	大矢邦博君
環境生活部長	天野紀幸君
環境生活部アイヌ政策監	髙見里佳君
保健福祉部長	竹澤孝夫君
保健福祉部子ども応援社会推進監	鈴木義和君

経済部長	水口伸生君
経済部観光振興監	後藤知佳子君
経済部ゼロカーボン推進監	中富大輔君
経済部次世代社会戦略監	青山大介君
農政部長	鈴木賢一君
農政部食の安全・みどりの農業推進監	野口正浩君
建設部長	関　俊一君
建設部建築企画監	飯沼善範君
財政局長	藤原啓裕君
財政課長	髙畠研人君

教育委員会教育長	中島俊明君
教育部長兼教育職員監	猪口浩司君
学校教育監	伊賀治康君
総務課長	手塚和貴君

議会事務局職員出席者

事務局長	山田哲史君
議事課長	髙橋　究君
議事課長補佐	阿部厚次君
議事係長	古賀勝明君
議事課主任	成田将幸君
同	伊藤　僚君

午前10時１分開議

○議長伊藤条一君　これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔髙橋議事課長朗読〕

１．本日の会議録署名議員は、

三好　雅　議員
村木　中　議員
吉田祐樹　議員

であります。

１．日程第１、議案第１号ないし第28号、報告第１号ないし第６号、諮問第１号及び第２号

（質疑並びに一般質問）

○議長伊藤条一君　日程第１、議案第１号ないし第28号、報告第１号ないし第６号、諮問第１号及び第２号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

武市尚子君。

○12番武市尚子君（登壇・拍手）（発言する者あり）おはようございます。

それでは、通告に従いまして、以下、伺ってまいります。

初めに、副首都指定に向けた道の取組について伺います。

副首都構想に関する我が会派の代表質問に対し、知事は、副首都指定により、北海道全体が我が国における分散型の経済圏の一つとなることで、本道経済のさらなる活性化につながるとの認識を示し、札幌市はもとより、市町村と連携しながら、本道全体で副首都の実現に向けて検討、準備に取り組んでいく旨、答弁をされました。

副首都指定の要件や指定後のメリット、デメリットが明らかになっていない段階ではありますが、私は、副首都指定に向けた取組は、北海道の存在感とその価値を全国に知らしめていく、またとないチャンスでもあり、副首都法第３条第１項に掲げられた基本理念である副首都機能の整備の推進が、経済基盤の強化、事業の高度化及び生産性の向上並びに新たな事業の創出の促進等により、副首都地域における産業競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図ることを旨として行われるべきことを踏まえ、北海道に最大限の利益をもたらすものとなるように進めていくことが重要と考えています。

さて、副首都に選ばれるためには、東京圏との同時被災リスクが低いことが最低条件であり、この点、我が北海道には非常に高い優位性があると言えると思います。

しかしながら、積雪寒冷地である北海道においては、冬季の雪害リスクへの対応が重要です。例えば、大雪に強い交通である市営地下鉄の延伸や道路、鉄道の除排雪体制の強化など、大雪のために都市機能が麻痺してしまうことがないような対策が必要であると考えます。

そして、副首都法では、首都中枢機能を代替するために必要な機能として、どのような整備を想定しているのか、また、それを踏まえて、今後、道はどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、札幌市との一体的な行政運営について伺います。

先立って協定を締結した大阪府と大阪市では、従前より一体的な行政運営に取り組んでいます。

札幌市は、政令指定都市で、一定程度の権限が移譲されている関係もあり、副首都の指定に向けては、道と札幌市の連携がより重要なものとなってくると考えます。

現在、道と市では、副首都指定に向けてそれぞれ新しい組織や班をつくっているものと承知しておりますが、それを発展、充実させて、行政運営に関して機能強化の足がかりにしていくことが望ましいのではないかと考えますが、知事の見解をお伺いします。

次に、積雪寒冷地である本道における外国人材の働き方について伺います。

積雪寒冷地である本道においては、技能実習などの外国人就業者が、職種によっては降雪期には就業できず、通年就業ができないという課題があります。

例えば、農業に従事する場合、冬季には作業が限られてしまうという問題があり、その時期限定でニーズのある除雪等に従事できれば、外国人就業者の方々も通年で就労できるほか、地域の人手不足等のニーズに対応できるのではないかとも思うわけです。もちろん、技能実習の場合、職種や作業が限定されるため、地域のニーズに応じた働き方ということ自体、難しいかもしれませんが、地域の人口減少の中、加速する人手不足に対応していくことは喫緊の課題でもありま

す。

積雪寒冷という季節的特性を持った本道において、柔軟な働き方を可能にするため、道としてどのように考えているか、お伺いします。

次に、人材確保競争力を高める取組について伺います。

通年就労の課題以外にも、本道は、他都府県と比べ、賃金が安いという傾向があり、これは外国人就業者に限ったことではありませんが、人材確保競争力という観点からは不利に働く要素であります。

一方で、人が働きたいと思う要素は、賃金だけではありません。職場環境や生活環境も重要な要素であると思います。もちろん、職場でハラスメントが横行していたり、過重労働が常態化していたりなどの劣悪な就業環境ではなく、安心して働ける就業環境であることは大前提でありますが、様々な取組によって北海道で働くことの魅力を高め、各国から、より優れた、よい人材に来ていただくことが、本道の経済的発展につながるものと思います。

賃金の面で首都圏に対する優位性が低い本道では、生活コストの軽減や地域における住みやすさ、地域の魅力等、様々な工夫や努力で受入れ競争力を高める必要があると思いますが、住居確保支援策や地域社会になじむための支援など、道の取組についてお伺いをします。

次に、環境と調和した再生可能エネルギー推進について伺います。

北海道は再生可能エネルギー導入のポテンシャルが特に高いと言われており、その導入が急速に進んでいます。一方、再生可能エネルギーについては、大規模な開発による景観や自然環境への影響が各地で問題視されているところです。

太陽光発電に関し、国の環境影響評価の対応強化について認識をただした我が会派の代表質問に対し、知事は、太陽光発電事業は、地域との共生を大前提として、環境と経済の好循環につなげていくことが重要と答弁しておられます。

私も、再生可能エネルギーの推進は重要ですが、北海道の希少な自然やすばらしい景観には代え難い価値があると考えています。

環境と調和した再生可能エネルギー推進について、知事の受け止めと今後の方向性をお伺いします。

次に、次世代型太陽電池について伺います。

現在の太陽光パネルは、シリコン系太陽電池が主流であり、樹木を伐採し、地表を覆うように設置されているのが一般的です。この方式は、環境や景観への影響が非常に大きいことが課題であります。

この課題を解決する技術として注目されているのが、ペロブスカイト太陽電池です。

ペロブスカイト太陽電池は、シリコンの代わりにペロブスカイト結晶構造を発電層として用いるもので、薄型、軽量で折り曲げに強く、柔軟性に富むという特徴があります。

シリコン系太陽電池は、重量の問題で設置場所が限られるという課題がありましたが、ペロブスカイト太陽電池は、既存の建造物などに張りつけることが容易なので、景観を損なわずに設置

することができるというメリットがあります。

さらに、ペロブスカイト太陽電池の主な原料であるヨウ素は、日本の生産量が世界シェアの約３割を占めており、他国に頼らずに原料を安定して確保できるという経済安全保障の面でもメリットがあります。

ただし、技術的には、まだ寿命が短く、耐久性が低いことや、大面積化が難しいといった課題もあるようです。ですが、課題を克服すれば非常に有望な技術と考えられますし、優れた技術でありながら、現在は、国内でも生産できる企業が非常に少なく、量産できないため、価格も高く、普及していないと聞いています。

北海道を全国に先駆けた生産拠点とするくらい後押ししてもよいと思いますが、取組の現状をお伺いします。

都市部におけるエゾシカ対策について伺います。

私の地元・手稲山口地区では、砂地を利用したスイカやカボチャの生産が行われており、水はけのよさと昼夜の寒暖差により、甘みの強い札幌スイカ、甘くてほくほく食感の大浜みやこカボチャは、地域ブランドとして多くの人に愛されているところです。

しかし、道内の他地域と同様、近年のエゾシカ増加に伴い、エゾシカによる農業被害が深刻となっています。また、農業被害だけでなく、手稲山に近い住宅地では、民家の庭にエゾシカが侵入し、家庭菜園や花壇が軒並みやられるなど、住民とのあつれきも生じているような状況にあります。

行政からは電気柵の補助などもあると聞いておりますが、補助には上限があり、広範囲に防御することには限界があるとも聞いています。

そこで、エゾシカの嫌がる音や臭いなど、動物の習性を利用した、エゾシカを近づけない、追い払う方策を開発していくことも重要であると思っております。

道内でも様々な方法を模索されてきたことと思いますが、現状と課題について伺います。

そして、エゾシカを追い払い、近づけない方策も重要ですが、個体数がこれほど増えてしまっている現状においては、最終的には個体数を減らすことが根本的な解決と言わざるを得ません。

しかしながら、都市部では銃猟も難しく、わなで捕獲した個体をどうするかというところに課題があります。一定数の捕獲があり、ジビエなど食材への利活用や残滓処分等のサイクルが確立している地域はよいかと思いますが、都市部ではまだそのような環境が整っておらず、事業系一般廃棄物として処理場に持ち込まなければいけない自治体も多くあります。

一義的には自治体の業務かもしれませんが、エゾシカの問題は道全体の問題でもあるため、都市部における捕獲後の取扱いの課題について、道の認識を伺います。

闘病中の付添い等の滞在支援について伺います。

病気と闘う入院中の子どもにとって、家族に寄り添ってもらうことは何よりも代え難い励ましであり、苦しい時期を乗り切っていくための支えになることだと思います。

先般の保健福祉委員会で、我が会派の船橋委員から、医療機関内における付添い家族の環境整

備に関する道の考えを質問したところ、道からは、子どもやその家族が安心して入院生活を送るために必要な対策を検討する旨の答弁があったところです。

道立子ども総合医療・療育センター、通称・コドモックルは、全道から高度な医療を必要とする子どもたちを受け入れ、医療や療育を提供している施設であり、そのすぐ近くに、病気の子どもに付き添う御家族が無料で宿泊することができるドナルド・マクドナルド・ハウスさっぽろがあります。

私は、先日、我が会派の同期の議員とともに、地元・手稲金山にあるドナルド・マクドナルド・ハウスさっぽろを訪れ、施設内の整備などを視察し、スタッフの方からお話を伺いました。

病気の子どもを持つ親は、自分のことなど二の次で、子どもの治療に付き添うために、何日も病院のソファや簡易ベッドで寝たり、３食を簡単な弁当で済ませたりしている方も多いと聞きました。

だからこそ、ドナルド・マクドナルド・ハウスでは、滞在中は家庭に近い環境で過ごしてもらいたいと、家族で過ごせる部屋、簡単な料理ができるキッチンなど、ボランティアの方々の御協力を得て整えられていました。

ドナルド・マクドナルド・ハウスさっぽろを訪れたある親御さんは、施設内で自由に使えるよう置いてある入浴剤を見て、ゆっくりお風呂に入れるのはいつぶりなのだろうと涙を流していたそうです。

小児医療に伴い、遠方から札幌圏へ通院、入院する家族を支援する滞在施設を対象とした補助制度や、北海道のどこに住んでいても、子どもが必要な医療を受けるために、家族が経済的、精神的に過度な負担を負わない仕組みが求められると思いますが、まず今できる対応として、現在利用されている宿泊施設がそういった家族に寄り添った環境やサービスを提供できるようにする支援が必要であると思います。

コドモックルに限らず、広大な本道で、高度な医療を受けられる医療機関が限られている中、遠隔地から医療機関近隣の宿泊施設等に滞在する家族や患者さんがいます。

また、お産ができる病院が地元になくなってしまったため、遠方での病院での健診や出産のため、宿泊施設等に滞在する妊産婦や家族もいます。

現状、こういった事情で滞在する人からも宿泊税を徴収していることを考えますと、通院する本人や付添いの御家族の滞在時に、宿泊施設がそういった方々に寄り添った環境やサービスを提供できるように、宿泊税を活用した支援が必要であると考えますが、道の見解を伺います。

最後に、旧優生保護法について伺います。

昭和23年制定の旧優生保護法により、優生上の見地から、不良な子孫の出生を防止するという誤った目的の下、特定の疾病や障がいを有すること等を理由に優生手術や人工妊娠中絶を受けることを強いられ、子を産み育てるか否かについて自ら意思決定する機会を奪われたことは重大な人権侵害であり、最高裁が旧優生保護法の規定を憲法違反と認めた判決から２年が経過しています。

旧優生保護法に基づく優生手術等を強いられた方々に対しては、補償金等支給法が令和７年１月に施行され、補償金の請求手続が進められているところでありますが、国が公表しているデータを見ると、北海道における優生手術等の実施件数3224件に対し、７月末現在、本人または本人の遺族からの申請件数は121件で、請求割合は3.7％にとどまっています。

他県の検証等から、特定の病院や施設で集団的に不妊手術等が行われたことが明らかとなってきており、本道においても、病院や施設等に対する調査を含め、様々な角度から取り組む必要があると考えます。何よりも、被害を受けた方々が存命のうちに補償を受けていただけるよう、最大限の努力をすべきと考えます。

被害を受けた方々は高齢の方も多く、できるだけ早期に補償を受けていただく必要があると考えますが、道は、これまでどのように対応し、早期の補償に向け、今後どのように取り組んでいくのか、所見をお伺いします。

以上で一般質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）武市議員の質問にお答えいたします。

最初に、副首都についてでありますが、法律上、国においては、副首都がその機能を十分に発揮することができるよう、国の機関の機能強化や拠点整備、交通施設、都市基盤の整備など、必要な施策を講じるものとされているほか、法施行後に策定される国の基本方針においても、多重性及び代替性が確保された交通・通信体系の整備や、都市基盤の整備、経済基盤の強化等を定めることとされています。

災害時において首都中枢機能を代替するためにも、また、道民の皆様の暮らしを守るためにも、本道における雪対策の強化などは重要と考えており、今後示される政令や基本方針で具体化される内容を踏まえながら、副首都として本道が備えるべき機能等について、札幌市をはじめ、市町村や関係機関・団体の方々と検討してまいります。

次に、副首都指定に向けた札幌市との連携についてでありますが、本道の発展に向けては、179市町村との連携はもとより、人口、都市機能の集積する札幌市との連携が重要であり、これまでも、北海道・札幌市行政懇談会などにおいて意見交換しながら、相互に連携して施策を進めています。

こうした中、副首都に関しては、８月18日、議会議論を前提として、副首都の実現に向けて連携して取り組むことを確認し、道市懇の枠組みの下で、副知事、副市長レベルや事務レベルの連絡調整会議において、首都機能のバックアップ体制や経済圏の形成に向けた取組など、副首都が備えるべき機能等について議論しています。

また、副首都の指定要件である必要な地方行政体制については、今後制定される政令の要件を確認する必要がありますが、札幌市とは、道と市の役割分担や連携の在り方など、副首都の実現に向けて、これまで以上に検討を深めてまいります。

最後に、再エネの導入についてでありますが、道では、再エネの導入に当たっては、昨年度改

定した北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画において、地域との共生を図りながら、新エネの最大限の活用を目指す姿に位置づけ、後半期の推進方針として、関係法令の遵守はもとより、地域との共生を大前提に、良質なＧＸ投資を促進し、環境と経済の好循環の実現を掲げ、関連する取組を重点的に推進するとともに、こうした道の考えを、道の広報媒体などを活用し、広く発信することとしています。

道としては、今後とも、地域との共生を図りながら、再エネの導入促進を図り、ゼロカーボン北海道の実現を目指してまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　総合政策部グローバル戦略推進監大矢邦博君。

○総合政策部グローバル戦略推進監大矢邦博君（登壇）初めに、外国人材の受入れについてでありますが、積雪寒冷な地域である本道では、冬期間の農作業の確保が難しいことから、技能実習制度において、農業者に代わり農協等が実習生を受け入れ、冬場には農協の加工場等で実習するなど、通年雇用に向けた取組が行われております。

また、特定技能制度や、令和９年４月から始まる育成就労制度では、農業と漁業において、派遣事業者が外国人を雇用し、農業者等に派遣する形態が認められるなど、季節性に対応した仕組みが設けられているところでございます。

道といたしましては、受入れを行う農業者等の皆様が、それぞれの経営や雇用の状況に応じ、こうした仕組みを活用していくことが重要と考えておりまして、今後とも、企業向けセミナー等で周知するなど、庁内関係部局と連携しながら外国人材の安定的な雇用につなげてまいります。

次に、外国人材の確保についてでありますが、人口減少に伴い、国内外において人材獲得競争が激しさを増す中、多くの外国人の方々に北海道を選んでいただくためには、地域の一員として安心して働き、暮らすことのできる環境づくりを進めていくことが重要でございます。

道では、これまで、現地の送り出し機関等への訪問などを通じ、生活コストや豊かな自然、食など、本道ならではの魅力を発信するとともに、来道された方々には、外国人相談センターでの多言語対応や日本語を学べる環境づくり、民間住宅への入居を仲介、支援する団体の紹介など、市町村等と連携し、受入れ環境整備を進めてまいりました。

こうした取組に加え、道内企業を対象とした、買物や通院の同行といった人材の定着につながる取組を普及するためのセミナーや、道民の皆様の共生意識を醸成する啓発イベントを開催してきたところでございまして、今後とも、多様な主体と協力し、外国人の方々に選ばれ、働き暮らしやすい北海道の実現に取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　経済部ゼロカーボン推進監中富大輔君。

○経済部ゼロカーボン推進監中富大輔君（登壇）ペロブスカイト太陽電池についてでありますが、国では、軽量、柔軟などの特徴を有し、これまで設置が困難であった場所にも導入が可能なペロブスカイト太陽電池について、グリーンイノベーション基金を活用し、その開発を支援して

いるところであり、道としても、再エネの導入拡大と地域との共生を両立するものとして期待されるものと認識しております。

このため、道では、北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画において重点的に推進する事項として、ペロブスカイト太陽電池などの新技術の普及、活用などに積極的に取り組むこととしており、今年度、企業局においては、積雪寒冷地における耐久性や発電効率に関するデータの取得や分析を行い、実用化の可能性の実証に取り組むこととしており、現在、協力事業者の募集を行っているところであります。

道としては、引き続き、国の動きを注視するとともに、庁内関係部局が連携し、道内企業への情報発信に取り組むほか、税制優遇制度や企業立地補助金をはじめ、各般の企業誘致関連施策や特区による規制緩和も最大限活用しながら、道内のＧＸ産業の振興につなげてまいります。

○議長伊藤条一君　環境生活部長天野紀幸君。

○環境生活部長天野紀幸君（登壇）初めに、エゾシカの追い払い対策についてでございますが、出没個体を本来の生息地に戻すための追い払いは、これまでも、臭いや光、音などの刺激による忌避効果を利用した手法により実施されてまいりましたが、使用を継続することで慣れが生じ、効果が薄れていくことが指摘されております。

このため、センサーで鹿の接近を感知した場合に、様々な光や音をランダムに組み合わせ、装置が稼働することで、慣れを回避する取組など、様々な手法が試行されている状況であります。

道といたしましては、こうした取組を踏まえ、エゾシカの生態や習性に関する知見を積み重ねながら、専門家や関係機関と連携して、より効果的な手法に関する検討を行い、都市部における一層の対策強化に取り組んでまいります。

次に、都市部におけるエゾシカの適正処理対策についてでございますが、近年、都市部においても出没が数多く確認される中、銃の使用が制限される市街地周辺においては、生息地への追い払いのほか、わなを用いた捕獲が行われており、その場合には、住民感情や衛生面に配慮しながら取り組むことが重要と認識してございます。

例えば、札幌市では、現場での解体が不要となる処理施設を設置するといった取組が行われており、道としては、こうした取組事例を市町村と共有しながら、利便性の高い処理施設や移動式の処理車両等の導入を支援するなどし、都市部における捕獲個体の適正処理に取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　経済部観光振興監後藤知佳子君。

○経済部観光振興監後藤知佳子君（登壇）闘病中の付添い等の滞在支援についてでございますが、広域な本道においては、遠方の医療機関を受診する患者の方々やその御家族、出産を控えた妊産婦の方などが、通院や付添いなどのために宿泊施設に長期にわたって滞在することがあるものと承知しており、このような滞在者の方々には、日常に近い生活をするための設備や環境が施設内に必要と認識しております。

道では、こうした付添いでの長期滞在など、多様な宿泊ニーズへの対応を促進するため、今年

度から、宿泊税を活用した観光地づくり加速化補助金により、ホテルや旅館などの宿泊事業者が行う受入れ環境の整備を支援できる体制を整えたところでございます。

道といたしましては、今後、この補助制度を活用しながら、宿泊者のニーズを踏まえ、長期滞在に必要なキッチンの導入といった設備などの充実を促すとともに、宿泊事業者や宿泊者へのアンケート調査などにより、きめ細やかなニーズの把握にさらに努め、こうした方々が安心して滞在できる環境づくりに取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　保健福祉部子ども応援社会推進監鈴木義和君。

○保健福祉部子ども応援社会推進監鈴木義和君（登壇）旧優生保護法に関する対応についてでございますが、道内では3200名を超える方々に優生手術等が行われており、被害を受けた方や御家族の方々にできるだけ速やかに補償を受けていただくことが重要でございます。

道では、これまで、支援センターの相談対応などとともに、道に記録が保存されている方の追跡調査を進めてきており、調査により所在地が判明した方に対しましては、御本人のプライバシーや心情にも十分配慮しながら、職員が個別に訪問するなどして補償制度の説明を行い、既に亡くなられている方につきましては、遺族の方々に関する調査を進めてきているところでございます。

道といたしましては、引き続き、多様な媒体を活用し、制度の周知を図るとともに、市町村や弁護士会など関係機関と連携しながら、被害を受けた方に加えて、遺族の方にも説明を行い、申請いただくなどして、一人でも多くの方に補償を受けていただくよう取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　武市尚子君の質問は終了いたしました。

白川祥二君。

○66番白川祥二君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従い、順次質問してまいります。

初めに、上下水道のインフラ機能の維持について伺います。

上下水道事業は、道民の健康と命、地域の暮らしや産業を支える不可欠な基幹インフラです。

しかし、本道では、広大な面積に起因する莫大な施設更新費用や老朽化、さらに、深刻な人口減少と人材不足により、事業の維持が極めて厳しい局面を迎えています。

先般の地震災害などにおいても、水道管や下水道管の破損による断水や流出不能の長期化が生活環境や医療現場の逼迫を招くなど、上水道の供給だけでなく、下水道の機能維持も含めた耐震化・老朽化対策は、一刻の猶予も許されない喫緊の課題です。

暮らしの動脈である水道と静脈である下水道の双方を守り、安全で持続可能な社会を将来世代へ確実に引き継ぐためには、これまでの枠組みにとらわれない抜本的な取組が必要です。

そこで伺います。

厳しい財政状況に直面する市町村に対し、道として、広域連携の具体化や医療機関等の重要施設につながる上水道管、下水道管の耐震化及び老朽化更新をどのように力強く後押ししていくお考えか、所見を伺います。

頻発する豪雨による内水氾濫のリスクが高まる中、雨水排水を担う下水道整備やハザードマッ

プの作成など、ハード、ソフトの両面における市町村の取組支援に対して、道としてどのように対応していくおつもりか、所見を伺います。

次に、地域医療の確保について伺います。

道内の地方部では、公立病院の赤字経営や深刻な医師不足により、病床削減や診察縮小を余儀なくされるなど、医療崩壊の危機が現実のものとなっています。広い本道において、住む地域によって受けられる医療に格差が生じ、命の重さに違いが生まれるような事態は断じて許されません。

危機に瀕する地域の医療を守り抜くため、道が前面に立ち、強力なリーダーシップを発揮することが今こそ求められています。

そこで伺います。

人口減少に伴い、医療需要が変化する中、限られた医療資源を効率的に活用し、地域全体で最適な医療提供体制を再構築していくことが急務となっています。

しかし、病院の再編や統合は地域住民の不安に直結するため、市町村任せでは協議が進まないのが実情です。

こうした現状を改善していくため、道として、広域的な視点からどのような役割を果たし、地域医療の維持に向けた協議を推進していくお考えか、所見を伺います。

道内では、多くの地域が医師少数区域に指定されており、必要な医療が受けられない道民の切実な声が届いています。

先般、道と医科３大学が連携協定を締結し、医師派遣情報の共有や定着に向けた取組を開始したことは、一歩前進だと受け止めています。

ついては、この協定の実効性を高め、地域間の医師の偏在を解消して、持続可能な医療体制をどのように確立していくおつもりなのか、所見を伺います。

次に、次世代型地熱発電の導入加速と本道のエネルギー政策について伺います。

世界的なデジタル化の進展に伴い、データセンターの電力需要が爆発的に増加する中、天候に左右されず、24時間安定して発電できる地熱エネルギーは、本道の脱炭素化と経済成長を両立させる極めて重要な鍵であります。

北海道は、全国有数の地熱ポテンシャルを誇りながらも、開発リスクや、温泉街等との利害調整、開発期間の長さが大きな壁となり、その恩恵を十分に生かし切れておりません。自然の恵みに生かされてきた道民の暮らしと、地域経済を守り、未来へ豊かな北海道を確実に引き継いでいくため、道が先頭に立って、現場の課題に寄り添い、安全で持続可能な開発を主導していくことが強く求められています。

そこで伺います。

上川町での調査開始は朗報ですが、開発には地域住民や温泉事業者などの不安払拭が不可欠です。

道として、国や事業者、地域住民の間に立ち、丁寧な合意形成と利害調整をどのように支援し

ていくのか、所見を伺います。

立地制約の少ない次世代技術は、データセンターの誘致や地方分散とも親和性が高く、道内産業の飛躍につながる可能性を秘めています。

道として、国の支援も活用しながら、次世代型地熱発電の実用化と産業利用をどのように後押ししていくお考えか、所見を伺います。

次に、データセンターの安全・環境対策について伺います。

デジタル社会を支えるデータセンターの建設が急ピッチで進む一方、首都圏では、騒音や排熱、火災リスクへの懸念から、周辺住民の不安が高まり、一部では社会問題化しています。道内に暮らす人々が安心して暮らせる生活環境を守るため、道が、実態把握とルールづくりに主導的な役割を果たすことが求められています。

そこで伺います。

法的位置づけの曖昧さや十分な情報提供の不足が、住民の不安を増幅させています。

道として、環境影響評価の適用や独自のガイドライン策定など、環境保全に向けた指針を示すお考えはあるのか、所見を伺います。

立地検討段階からの適切な情報開示と丁寧な対話が不可欠です。道として、事業者と住民の意向調査や協議を円滑に進め、地域との調和を図るためにどのような支援を行うのか、伺います。

次に、農業の知的財産保護とブランド農産物の海外流出防止について伺います。

日本の卓越した農業技術と歳月をかけた開発努力の結晶であるブランド農産物の種苗が相次いで海外へ流出している現状は、農家の方々の血と汗のにじむ努力を無に帰すものであり、断じて見過ごすわけにはいきません。

地域の農業を未来へつなぐため、道が率先して水際対策や権利保護に立ち上がらなければなりません。

そこで、出願公表後の無断輸出差止めが可能となった改正法を迅速に生かし、優良品種流出防止に向けて道としてどのように進めるのか、また、多大なコストを要する海外での品種登録、すなわち海外権利保護や監視体制を強化し、生産者の不安を解消させ、持続可能な営農をどのように後押ししていくのか、併せて所見を伺います。

私は、米生産者としての立場から伺います。

2024年産生産者米価が玄米60キログラム１万8000円から２万2000円と、私たち米農家にとってやっと30年前の米価格に戻り、これで米づくりができると思った年でありました。

ところが、一転、2025年産米は米農家も目を疑う高騰となり、メディアと物価高騰に悩む消費者の声また声により、59万トンにも及ぶ備蓄米を放出する荒業をし、店頭価格を下げる手段に打って出ました。

結果、2026年産米は、主食用米の増加、需要量の減少と外国産米の輸入増などによって米価暴落に陥り、生産現場では、生産コストの急騰と相まって、赤字では営農を続けられないといった悲痛な声が出ています。

この環境下でも、食料システム法に基づく米のコスト指標が公表され、この指標を頼りに営農してきました。

しかしながら、現実は甘くなく、市場原理に基づく卸業界と物価高騰にあえぐ消費者心理等々が作用し、米概算金が前年比４割減と大幅に引き下げられ、多くの稲作農家が将来不安を感じており、放置すれば離農が加速し、将来的に再び深刻な米不足と高騰を招きかねなく、食料安全保障の観点からも、この危機的状況を見過ごすわけにはいきません。

稲作経営の安定を図り、食料基地・北海道を守る知事として、食料システム法を踏まえた上での認識、並びに、今後どのように対応していくのか、所見を伺います。

今回の米騒動は、国が需給見通しを見誤ったことや、政府備蓄米放出での対応がちぐはぐであったこと、また、現在の需給緩和は、米不足による主食用米の価格が高騰したことにより、主食用米の作付意欲が高まったことによって飼料米などの作付が減少するなど、米づくりの全体のバランスが崩れたことも要因の一つと考えられます。

こうした問題を二度と繰り返さないためには、需給と価格の安定が不可欠であり、特に、価格については、持続可能な営農を続けることができるものでなければなりません。

国は、令和９年度から新たな制度を開始することとしていますが、現時点では、次期営農計画に必要な支援単価や予算額などの情報を一切示されていません。

当然、加工用米や飼料用米などの支援単価については、持続的な供給に要する費用を参考に設定することが必要であり、また、予算の大幅な増額が不可欠であると考えます。

また、新たな制度は、その場しのぎのものではなく、生産者が安心して営農を続けることができる、実効性のある制度の構築が必要と考えますが、道は今後どのように対応していくのか、所見を伺います。

次に、米国産生食用ジャガイモの輸入解禁問題について伺います。

米国産生食用ジャガイモの輸入解禁に向け、国が進める手続に対し、本道の生産者から、病害虫侵入への強い懸念と不安の声が相次いでいます。

十勝やオホーツク、そして私の地元である由仁町及び栗山町をはじめとする主要産地では、長年にわたり農家が血のにじむような防疫努力を重ね、全国へ種芋を供給する一大拠点としての役割を果たしてきました。

万一、土壌病害虫が一度でも侵入、蔓延すれば、本道の畑作を支える輪作体系そのものが崩壊し、壊滅的な打撃を受けかねません。生産者の切実な思いや現場の疲弊を放置しておくわけにはいきません。

農水省は、先日、道内３か所で説明会を開催しました。しかし、生産者が受けた感想は、政府の前のめりの姿勢がにじんでいるように思えたとして、さらなる不安を受けたとのことです。

今回の生バレイショ輸入解禁は、アメリカから、令和２年、ＷＴＯに基づいた手続にのっとり要請されたものと承知していますが、国際植物防疫条約にのっとった解釈では、政府の解釈次第では限りなく輸入阻止の姿勢を貫くことができると考えられます。

食料基地・北海道、そして、北海道の顔となるバレイショ生産の維持発展のために欠かせない、病害虫の国内侵入リスクに対する認識と生産者の不安解消、そして、畑作の経営及び生産基盤を守るため、国への働きかけを含め、毅然とした対応を取るべきと考えるが、食料基地・北海道の知事としての決意を伺います。

世界的な人口増加、気候変動、国際紛争の増加などにより、食料安全保障の重要性がますます高まっている一方で、道内はもとより、国内農業は、農地の面でも衰退の一途です。

カナダ、アメリカ、フランス、オーストラリアなど先進諸国がカロリーベースの食料自給率が100％を大きく超えているのに、日本のみが37％と際立って低い、これを不安に思う世論が一向に湧き上がらない、これこそが危機ではないでしょうか。

副首都構想も重要ではありますが、まずは、アメリカや欧州連合諸国のように、農家に対する所得保障政策を導入するなど、思い切って農業政策を充実させ、将来世代のための投資を促進すべきで、それこそが、食料自給率の向上、農地の保全、担い手の確保につながり、ひいては北海道の人口流出の防止につながる最大の効果的方策ではないかと考えますが、食料基地・北海道の知事としての所見を伺います。

家畜伝染病予防法に定められている高病原性鳥インフルエンザが、近年、道内でも多数発生し、同法に基づき、殺処分及び埋却等の作業が迅速かつ強制的に行われています。

令和７年秋から令和８年春にかけての令和７年シーズンでの高病原性鳥インフルエンザ防疫作業の延べ人数は、道職員で約4300名、外部委託で約5100名と伺っています。

鳥インフルエンザの発生シーズンは秋から春であり、特に北海道での発生は苛酷な積雪寒冷期に重なります。たとえ公務とはいえ、殺処分や埋却等に当たる道職員の職務遂行には、身体的にも精神的にも大きな負担が伴うものであり、その職務遂行に対し、感謝するところであります。

この手当額については、地方公務員法で定められた人事委員会勧告に基づくものであることは承知しておりますが、先般新設された危険鳥獣捕獲等作業手当と比べ、あまりにも少額ではないかと思っています。

また、防疫資材の確保や埋却などの防疫措置に要した経費について、令和７年シーズンで10億円を超える額となっていると伺っていますが、その全額が国費負担となっていない現状があります。

そこで伺います。

特殊勤務手当に関する条例で定める防疫救治作業手当について、作業に当たる職員の身体的・精神的負担や苛酷な作業実態を踏まえ、現在の１日1470円を大幅に引き上げるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

また、高病原性鳥インフルエンザの防疫措置は、国の法律に基づき、蔓延防止という国全体の目的のために実施するものであり、防疫救治作業手当に必要となる経費を含め、防疫措置に迅速かつ確実に実施するための経費については、国費による十分な財政措置が講じられるよう、道が強く要望していくべきと考えますが、併せて伺います。

次に、道道の未開通区間の解消について伺います。

道路は、地域住民の暮らしを支えるだけでなく、医療、防災、産業、観光、さらには、地域間の交流を支える重要な社会基盤であります。とりわけ、人口減少が進み、集落の維持や地域経済の活性化が大きな課題となっている地域においては、道路ネットワークの確保が地域の将来を左右する重要な課題であると考えます。

私の地元・南空知地域の長沼町、由仁町、栗山町、そして夕張市を結ぶ道道夕張長沼線には、いまだ未開通区間が残されています。この区間が整備されれば、南空知地域の道路ネットワークが強化され、地域間の交流はもとより、医療、防災、観光、産業振興など、夕張市をはじめとする地域の再生に大きく寄与するものと考えます。

また、夕張市では、コンパクトシティーの形成をはじめとする地域再生の取組が進められており、その拠点の一つである清水沢地区にとっても、夕張長沼線は地域の拠点を支える重要な道路となり得るものであります。

知事は、夕張市長時代から、この夕張長沼線の未開通区間の整備を国や道に要望してこられたことは承知しています。

そこで伺います。

過疎地域の再生や防災面での強化など、地域を支える道路ネットワークの確保に向け、道道夕張長沼線などの未開通区間の解消をどのように進めていくのか、また、元夕張市長として夕張市の再生に尽力してきた知事の所見を伺います。

最後に、学校における教育推進について伺います。

次期学習指導要領案で、情報教育の大幅拡充が打ち出されました。人口減少や距離の壁を抱える本道において、情報技術を駆使して地域社会を維持する人材育成は極めて重要です。

一方、道内では、中学校の技術科免許保有率が57％にとどまり、全国平均を大きく下回るなど、専門教員の不足や地域間格差が深刻な課題となっています。教育現場の負担感や不安を放置したままでは、真の教育の質向上は見込めません。

急速に進むＡＩ社会において、情報教育を担う教員自身のアップデートや養成の場の拡充は待ったなしです。

免許外教科担任に頼る現状や、小規模校での過度な負担を解消し、質の高い授業を提供するため、道教委としてどのように体制整備と人材育成を図っていくのか、所見を伺います。

便利さの裏にある偽情報のリスクやアテンション・エコノミーの実態から子どもたちを守り、自ら思考する力を育む指導が不可欠です。

単なるツールの利活用にとどまらず、情報リテラシーや批判的思考力を培う教育にどう取り組むのか、所見を伺います。

以上、再質問を留保して、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）白川議員の御質問にお答えいたします。

最初に、上下水道のインフラ機能の維持に関し、広域連携の推進と耐震化などへの支援についてでありますが、上下水道は、道民の皆様の生活や社会経済活動を支える重要なライフラインであり、耐震化や老朽化対策を一層進めていくことが必要と認識しています。

また、道内の市町村で技術職員が大きく減少する中、限られた人員でこうした取組を進めていくためには、管理の一体化や施設の共同化など、事業運営の効率化を図ることが重要であることから、道では、北海道水道広域連携推進プランや北海道汚水処理施設広域化・共同化計画を策定し、市町村同士の広域連携の促進に取り組んでいるところであります。

道としては、引き続き、広域連携の促進を図るとともに、耐震化・老朽化対策に関する技術的助言や新技術の情報提供等を行うほか、必要な予算の確保について国に対し要望するなど、災害に強く、持続可能な上下水道の構築に向け取り組んでまいります。

次に、地域医療の確保についてでありますが、広域分散で医療資源が偏在する本道においては、限りある資源を有効に活用しながら、効率的で質の高い医療提供体制を確保していくことが重要であり、道では、これまで、急性期機能の集約化や医療機関相互の連携体制の構築等、圏域ごとに重点課題を設定し、地域での協議を進めてきたところであります。

現時点において、西胆振、南渡島圏域などで公立・公的病院等の再編統合が、上川北部圏域では公立病院間で病床機能の分化、連携が進められているほか、五つの圏域で地域医療連携推進法人が設立され、共同研究や人事交流など、地域課題に即した取組が行われています。

道としては、こうした取組事例を他の圏域でも共有するとともに、地域医療構想アドバイザーの方々と連携し、医療機関の役割分担に関する意見交換の場に参画するなど、各圏域の議論を促しながら、道民の皆様が住み慣れた地域で安心して医療が受けられるよう、持続可能な医療提供体制の構築に取り組んでまいります。

次に、データセンターに対する道の考えについてでありますが、ＡＩの急速な進展に伴い、今後、本道でも大規模なデータセンターの増加が想定される中、限られた資源である電力や水を多く使用するデータセンターにあっては、環境への配慮をはじめ、地域との共生や道民生活の向上、道内経済への貢献、さらには、脱炭素電源の活用等を求めることが必要と考えており、そうした考えを私からのメッセージとして発信したところでございます。

本道では、データセンターが工業団地に立地するケースが多く、首都圏など都市部の施設で、排熱や景観等をめぐり、近隣住民の方々との関係悪化などが課題となっている状況とは異なりますが、その建設に当たっては、環境関連法令はもとより、排熱や排煙対策等、環境への配慮など、地域との共生を促す日本データセンター協会のガイドラインを遵守するよう求め、事業者の方々の御理解と御協力をいただきながら、良質な投資の促進に取り組んでまいります。

次に、農業政策に関し、まず、米国産バレイショの輸入検疫協議についてでありますが、本道のバレイショは、畑作農業の主要な輪作作物の一つであり、我が国の食料安全保障に最大限貢献していくためにも、将来にわたり安定的に生産、供給していくことが重要であります。

こうした中、米国からの輸入解禁要請を受け、国では、ＷＴＯのルールに従い、検疫協議が行

われておりますが、現時点では、病害虫の侵入防止措置がどのように取られるか見通せず、病害虫の侵入リスクやバレイショ生産への影響に不安を感じている生産者の方々が多いと承知しています。

道としては、今後とも、検疫協議の動向を注視するとともに、バレイショ生産に悪影響を及ぼす病害虫の侵入が万が一にもあってはならず、本道の畑作農業に支障を来すことのないよう、国に対し、米国との協議への厳格な対応と生産者の方々への丁寧な説明を求めてまいります。

次に、本道の農業農村の振興についてでありますが、我が国の食料自給率が40％を下回る水準で推移する中、国の基本計画において、主要穀物などの主産地として明記された本道が、今後とも食料供給地域としての役割を果たし、食料自給率の向上に寄与していくためには、地域農業を支える担い手の方々が、生産基盤である農地をフル活用し、農産物を安定的に生産、供給していくことが重要です。

道では、関係機関・団体の皆様と連携し、国の予算も効果的に活用しながら、担い手の育成確保、基盤整備の促進、農村の振興など、各施策を総合的かつ計画的に推進してきたところでございます。

道としては、こうした取組を着実に推進するとともに、国に対し、品目別の経営安定対策やセーフティーネット対策の充実を求めるなど、若い担い手の方々が、再生産可能な所得を確保し、将来にわたり安心して営農を続けられる環境づくりに努めてまいります。

次に、高病原性鳥インフルエンザへの対応についてでありますが、道では、高病原性鳥インフルエンザの防疫作業に従事した職員に対し、特殊勤務手当として支給している防疫救治作業手当について、令和５年の人事委員会勧告を踏まえ、380円から1470円に引き上げたところであり、厳しい作業環境で長時間従事する現場の実態を踏まえながら、引き続き、防疫作業を取り巻く情勢の変化や、国や他都府県の動向を注視しつつ、人事委員会勧告を基本として適切に対応してまいります。

また、防疫に要した経費については、家畜伝染病予防法に基づき、国が財政上の措置を講じるよう努めることとされていることから、道としては、これまで、補助率の引上げや補助対象経費の拡大を求めてきたところであり、今後とも、防疫対策が円滑に講じられるよう、国に要請してまいります。

最後に、道道の整備についてでありますが、高規格道路をはじめ、国道、道道といった広域的な幹線道路は、圏域間、市町村間の交流拡大はもとより、救急医療や物流、観光振興などを支える重要な社会資本と認識しています。

約10キロメートルの不通区間を抱える夕張長沼線は、救急医療への貢献や、農作物等の物流強化の観点などから、地域の皆様から整備を望む声をいただいているところでありますが、急峻な山地や地滑りの危険がある箇所を通過するため、トンネルの整備が必要となるなど、多額の事業費が見込まれ、事業化に向けては、費用対効果といった課題があるところであります。

国では、今般、費用対効果のみによらず、国土強靱化や地域の皆様の命と暮らしを守る基盤機

能といった観点を踏まえた評価に見直す方針を示したところであり、道としては、こうした国の動向を注視しながら、地域の道路ネットワークの在り方について検討してまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　建設部長関俊一君。

○建設部長関俊一君（登壇）内水氾濫対策についてでありますが、気候変動の影響により、近年、本道におきましても局地的な豪雨が頻発しており、内水氾濫による被害を最小限に抑えるためには、雨水管やポンプ施設の整備に加え、浸水リスクを住民の方々に理解していただくことが大変重要と認識しています。

このため、道では、内水氾濫の経験や知見が少ない市や町に対し、内水ハザードマップの基になる雨水出水浸水想定区域図の作成促進を図るため、国のマニュアル等を活用した説明会などを実施してきたほか、区域図の作成が完了した市や町に対しては、内水ハザードマップに反映し、住民への周知に活用するよう促してきたところでございます。

道といたしましては、関係の市町と連携し、浸水想定区域図の作成や、雨水管等の整備促進に必要な予算の確保を国に要望するなど、今後とも、ハード、ソフトの両面での内水氾濫対策を推進してまいります。

○議長伊藤条一君　保健福祉部長竹澤孝夫君。

○保健福祉部長竹澤孝夫君（登壇）道内医育大学との連携についてでございますが、本道においては、医師の地域偏在是正が喫緊の課題でありますことから、道では、これまで、医育大学に設置する地域医療支援センターから地方センター病院等への常勤医派遣や地域枠医師の配置など、様々な取組を進めてきたところでございます。

また、今月、道と道内３医育大学で協定を締結し、各大学が独自に実施している道内医療機関への医師派遣情報の共有や、医師の道内定着に向けた取組のほか、医師少数区域等への効果的な医師派遣方策などを検討することとしております。

道といたしましては、今後、連携協定に基づく具体的な取組を検討するため、道と医育大学を中心とした新たな会議体を設置することとしており、医師派遣を受け入れる医療機関等からの御意見も丁寧に伺いながら、地域における医療提供体制の確保に向けて取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　経済部ゼロカーボン推進監中富大輔君。

○経済部ゼロカーボン推進監中富大輔君（登壇）初めに、地熱発電についてでありますが、地熱発電は、天候や昼夜に左右されずに安定的に発電が可能な再生可能エネルギーである一方、開発リスクや開発コストの高さなどの課題があると承知しております。

このため、国やエネルギー・金属鉱物資源機構、いわゆるＪＯＧＭＥＣは、地熱開発を加速させるため、令和７年度から地熱フロンティアプロジェクトを実施しており、その国内３例目の候補地として上川町が選定されたところであります。

今後、選定地域では、ＪＯＧＭＥＣ自らが掘削調査を実施するとともに、国とＪＯＧＭＥＣが

連携し、地元理解醸成に取り組むこととしており、地元協議会には、道総研が学識経験者として、上川総合振興局がオブザーバーとして参加しております。

道としては、再エネの導入に当たっては、地域の皆様の御理解の下、自然環境や景観などとの調和を図るなどを前提に、地域と共生した事業が適切に実施されることが重要と認識しており、協議会の動向を注視しながら、必要に応じ、専門家の派遣を行うなど、地域の合意形成を後押ししてまいります。

次に、次世代型地熱発電の開発についてでありますが、国が策定した次世代型地熱ロードマップでは、地熱ポテンシャルを拡大する可能性のある次世代型地熱について、2030年代早期の運転開始や、2050年にかけて約7.7ギガワットの開発を目指すとしているほか、一定の前提に従って試算を行った結果、建設と10年間の操業コストに伴う経済波及効果を約30兆円から47兆円と試算しています。

こうした中、新エネルギー・産業技術総合開発機構、いわゆるＮＥＤＯは、先月、グリーンイノベーション基金を活用した、次世代型地熱発電の実用化に向けた技術開発事業の公募を開始したところです。

次世代型地熱発電については、国内において技術開発やその先行導入が始まったところであり、道としては、まずは、こうした国等による技術開発の動きを注視してまいります。

○議長伊藤条一君　経済部長水口伸生君。

○経済部長水口伸生君（登壇）データセンターにおける地域との共生についてでございますが、電力や水といった資源を多く使用し、建設後も長期にわたり運営されるデータセンターの建設、運営に当たっては、地域の理解と信頼を得ることが重要であり、日本データセンター協会のガイドラインにおいても、立地検討段階から、地元の自治体や住民の方々とコミュニケーションを取り、地域の理解を得ることを促しております。

道といたしましては、こうしたガイドラインも踏まえて、事業者の方々に地域の理解を得るよう求めることなど、データセンター立地に関する道の考えを、知事のメッセージとして市町村と連携して、事業者の方々に伝えていくほか、ＧＸ戦略地域における公募においてもメッセージの考え方を取り入れることにより、事業者の方々の御理解と御協力が得られるよう努め、地域と共生したデータセンターの誘致を進めてまいります。

○議長伊藤条一君　農政部長鈴木賢一君。

○農政部長鈴木賢一君（登壇）まず初めに、優良品種の海外への流出防止などについてでありますが、本道農業が、将来にわたって我が国の食料供給地域として発展していくためには、道総研農業研究本部と連携し、収量や品質に優れた品種を開発普及するとともに、これらについて不正な流出を防止することが重要であります。

こうした中、本年７月、種苗法の一部が改正され、育成者権の存続期間の延長や、品種登録の出願中でも、育成者により種苗の海外流出を差止めできることなど、育成者権の保護が強化されたところであります。

道といたしましては、道内の品種の育成者の方々に対し、改正種苗法の内容を周知するほか、日本で開発された新品種が海外に無断で流出し、生産者の皆様方が形成してきた産地の基盤が毀損しないよう、知的財産権の適正な保護に努めながら、本道農業の持続的な発展に取り組んでまいります。

次に、本道稲作経営の安定についてでありますが、昨年の米価高騰から一転、今年は生産者の方々への概算金が大幅に下落する中、食料安全保障の観点からも、国内で自給可能な米を安定的に生産、供給していくためには、需給と価格の安定を図りながら、生産者の方々が再生産可能な所得を確保することが重要であります。

こうした中、本年４月、いわゆる食料システム法に基づき、米のコスト指標が作成されたことは、適正価格の形成に向け、関係者からの期待も大きく、また、本道の生産者の方々からは、価格が乱高下することなく、経営が安定することを切に望む声が多く寄せられているところであります。

道といたしましては、需給と価格の安定に向け、需要に応じた米生産を基本に、幅広い方々に対する北海道米への理解醸成や国内外での需要拡大を図るとともに、国に対し、需給見通しの精度の向上や政府備蓄米の適切な運用を求めるなど、本道の稲作生産者の皆様方が安心して営農を継続できるよう取り組んでまいります。

最後に、水田政策の見直しについてでありますが、国の水田政策が大きな転換点を迎える中、本道の稲作農業が持続的に発展していくためには、生産者の方々が再生産可能な所得を確保し、需要に応じた北海道米を安定的に生産、供給していくことが重要であります。

道では、水田活用の直接支払交付金を効果的に活用しながら、加工用や輸出用など多様なニーズに応じた米生産を基本に、地域の強みを生かした産地形成を後押ししてきた一方、本交付金の支援の仕組みや対象が大きく見直されることに対し、地域からは不安の声があると承知してございます。

道といたしましては、新たな制度が、これまでの取組との整合性を図りつつ、本道の実情を踏まえた中長期的に安定した制度となるよう、十分な規模の予算確保と併せて国に求めるなど、生産者の皆様方が安心して営農を継続できるよう取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）白川議員の御質問にお答えいたします。

学校における情報教育の推進に関し、まず、情報教育の充実についてでありますが、ＡＩをはじめとする情報技術が飛躍的に発展する中、児童生徒が情報技術を適切かつ効果的に活用していく力を育むため、技術科を担当する教員の指導力向上を図ることが必要でございます。

道教委といたしましては、教員養成大学に対する中学校技術の教員志願者確保の要請に加えまして、複数校兼務や時間講師の活用など免許所有者の適正な配置、現職教員の技術免許取得のための認定講習の充実など、免許所有者の確保に努めますとともに、免許外教科担任も含めた技術科担当教員を対象に、文科省の教科書調査官を講師とした総合的な研修を実施するなど、情報教

育に関する指導体制のさらなる強化に取り組んでまいります。

次に、児童生徒の情報リテラシー等の育成についてでありますが、情報技術の発展により真偽不明な情報の拡散など、デジタル化の負の側面が顕在化している中、学校教育におきましては、児童生徒に、真に必要な情報を吟味し、適切に取り扱う力を身につけさせることが重要でございます。

そのためには、例えば、小学校では、誤った情報を見極め、拡散しない方法を考える学習、中学校では、インターネット上の情報の偏りを理解し、影響を考える学習、高等学校では、生成ＡＩの活用に関する法制度や倫理を理解する学習など、児童生徒の発達の段階に応じた学習が大切であり、道教委といたしましては、指導主事の学校訪問におきまして、情報技術の適切な取扱いに関する系統的な学習について指導助言を行いますほか、国や道教委が作成している指導資料等の活用を促すなどいたしまして、各学校の情報活用能力の育成を図る取組を支援してまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　白川祥二君。

○66番白川祥二君（登壇・拍手）（発言する者あり）知事に答弁をいただきましたが、指摘を交え、再質問します。

初めに、食料基地・北海道は、その優位性である広大な大地と冷涼な気候の中において、安全で安心な農畜産物を生産し、国民の胃袋を満たしているところです。その中で、アメリカからの生バレイショの輸入解禁要請問題や、米の需給見通しの誤りから生じた昨年産の米高騰から、一転、下降傾向となり、米農業者の営農の危機が迫っております。

その中でも、知事から、先ほど、国に対し、品目別の経営安定対策やセーフティーネット充実を求めるなど、若い担い手が再生産可能な所得を確保し、将来にわたり安心して営農を続けられる環境づくりに努めるとの強い決意がありました。

しかしながら、来年度から始まる水田活用の直接支払交付金の見直しについては、先ほど、農政部長より答弁がありましたが、国は、いまだ、生産者が一番注目している支援単価や予算額などの情報が一切示されておらず、来年度の営農計画もまだ描けない状態であり、国の動きはあまりにも遅いと言わざるを得ません。

重要な制度の見直しでありますので、知事が先頭に立って、早急に制度の全体像を示すよう、強く国に働きかけていただきたい、そう考えますが、知事の所見を伺います。

次に、家畜伝染病予防法でありますけれども、高病原性鳥インフルエンザの発生時期をまさしく北海道は迎えています。

北海道は、知事も承知のとおり、厳寒期に発生し、迅速な防疫作業と早急な事業開始に向け、道職員が、公務の傍ら、苛酷な状況下で殺処分や埋設作業を黙々と行っていただいていること、これは、感謝、感謝でいっぱいであります。

しかしながら、この特殊な勤務に対する作業手当が、令和５年から1470円に引き上げられたと

はいえ、何度も言いますが、まさしく低いと言わざるを得ない。知事からは、防疫作業を取り巻く情勢の変化、国や他府県の動向、人事委員会勧告を基本に適切に対応するとの答弁でしたが、他府県とは比較にならない環境であることにも十分配慮した上で検討されるよう指摘します。

次に、道道夕張長沼線の未開通解消問題でありますが、知事が、夕張市長時代に、夕張市再生のためと、コンパクトシティー構想を打ち出し、その拠点が清水沢地区であります。

知事にとって夕張市再生になくてはならない重要アイテムが、この清水沢地区から栗山町、由仁町、そして長沼町へとつながる道道夕張長沼線の未開通区間解消ではないかと私なりに解釈していることから、未開通区間解消に当たっていただくよう、関係各所対策をお願いし、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事。

○知事鈴木直道君（登壇）白川議員の再質問にお答えいたします。

水田活用の直接支払交付金の見直しについてでありますが、本道の稲作農業が持続的に発展をしていくためには、生産者の方々が再生産可能な所得を確保し、需要に応じた北海道米を安定的に生産、供給していくことが重要であります。

国は、新たな制度における支援単価について、今後の予算編成過程において、生産者の方々の努力が報われるものとなるよう設定するとしており、道としては、今後とも、生産者の方々が安心して営農を継続できるよう、本道の実情を踏まえた制度となるとともに、生産者や関係機関・団体の皆様に対し丁寧に説明するよう、国に働きかけをしてまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　白川祥二君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午後１時１分開議

○副議長梶谷大志君　休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

鶴羽芳代子君。

○15番鶴羽芳代子君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、以下、質問をしてまいります。

北海道中小企業総合支援センターが今年７月に公表した、道内中小企業・小規模事業者における業況調査では、実に96.2％の企業が生産性向上に取り組みたいと回答しており、厳しい経営環境の中にあっても、企業が前向きに経営改善に取り組もうとしている姿が浮き彫りとなっています。

一方、賃上げについては、見送る予定と回答した企業が前回調査から倍増し、約２割に達しています。その理由として、価格転嫁が十分に進んでいないなどが挙げられており、企業側の努力

だけでは賃上げの原資を確保することが難しい状況にあります。

こうした中、道では、中小・小規模事業者の生産性向上などを支援し、賃上げにつなげる賃上げ環境整備の支援事業におよそ50億円を計上し、当初、９月30日までを募集期間としていましたが、申請額が予算の上限に達したため、８月に受付を終了しています。

そこで、今回の補助金について、道として、申請状況や事業者の反応をどのように受け止めているのか、伺います。

また、当初の受付期間を待たずに予算の上限に達したことから、申請しようと準備していたが、受付終了となってしまったという事業者も少なくないものと考えます。

そこで、今回の需要を踏まえ、今後とも、企業の稼ぐ力を高め、持続的な賃上げにつなげる支援策を継続、拡充していくべきと考えますが、道の考えを伺います。

持続的な賃上げを実現するためには、その原資となる適正な利益を確保できる取引環境をつくることが不可欠です。今回の補助事業では、申請要件の一つとして、パートナーシップ構築宣言の登録、公表を求めています。これは、発注者と受注者が共存共栄を図り、取引条件のしわ寄せを防止し、適正な価格転嫁を進めるための重要な取組です。

申込数はどう推移したのか、また、今後、この宣言を実効性のある取引慣行として定着させるため、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

国も、大きな転換期を迎えています。これまで、補正予算に大きく依存する構造となっていましたが、今後は、当初予算の段階から必要な施策や財源を確保し、より継続的、計画的に支援していく方向が示されています。

中小企業庁の令和９年度概算要求においても、賃上げ環境の整備に必要な予算が措置されています。物価高や人手不足、原材料価格の高騰など、中小・小規模事業者を取り巻く環境が依然として厳しい中、道として、中小・小規模事業者の生産性向上と持続的な賃上げをどのように支援していくのか、伺います。

自転車は、健康づくりや環境負荷の低減、観光振興など役割が広がっており、安全に走ることのできる道路環境が不可欠です。

現在、道内には10路線の大規模自転車道があり、そのうちの一つ、札幌恵庭自転車道では、現在、北広島－恵庭間で工事が行われています。現場を石狩、札幌の会派の議員40名で視察し、道の自転車政策の勉強会を開催したところ、高い関心が寄せられました。

そこで、道が目指す、もっと楽しく快適に自転車を利用できる北海道をさらに進めるべきと考え、以下、質問をします。

北海道の第３期自転車利活用推進計画では、道内の市町村における自転車ネットワーク計画の策定が低調であることが課題として示されています。市町村における策定状況と、今後どのように促進していくのか、また、道として、広域的な自転車ネットワーク計画をどのように構築していく考えなのか、伺います。

また、車道の自転車通行帯や青矢印の矢羽根型路面標示など、自転車が安心して車と一緒に走

れる道路も重要です。

利用者が安全に通行できる空間を確保するため、道道における自転車通行空間の整備を今後どのように進めていくのか、伺います。

私の地元・北広島では、エスコンフィールド北海道を中心に交流人口が大きく増加しており、広域的な人の流れも生まれています。こうした地域を自転車で安全につなぐことは、日常の移動だけではなく、観光振興にもつながります。

道として、複数の市町村をまたぐ広域的な自転車ネットワークについて、主体となって整備を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

北海道は、自転車観光の可能性が非常に大きく、十勝ではトカプチ400が令和３年にナショナルサイクルルートに指定、道も広域的なサイクルルートづくりを進めていますが、ルートをつくるだけでは観光消費につながりません。北海道のサイクルツーリズムを、自転車を利用して地域を周遊し、観光消費につなげる稼ぐ観光へ発展させ、さらに、鉄道やバスと連携をした広域的な周遊ルートの構築をもっと進めるべきとも考えますが、現在の状況、道の認識と今後の取組について伺います。

道民の日常の移動手段として、自転車を使う機会をどう増やすかも重要です。道では、様々な取組をしており、その中にシェアサイクルの利用拡大が挙げられています。北広島市でも、令和６年からサービスが始まり、多くの利用があります。

しかし、自転車道は札幌から北広島まで整備されていますが、レンタサイクルは札幌での返却ができません。今後、自治体をまたいでも広域で利用ができるような仕組みが必要と考えますが、道としての見解、シェアサイクルの促進について今後どのような取組を進めていくのか、伺います。

交通安全に関する情報発信について伺います。

本年４月から、自転車の交通違反について、16歳以上を対象とした、いわゆる青切符による交通反則通告制度が導入されるなど、私たちの身近な交通ルールは大きく変化しています。こうした制度の変更については、道警察においてホームページやＳＮＳなどを活用し、積極的に周知啓発に取り組んでおり、評価するところであります。

一方で、交通ルールの変更は、警察だけにかかわらず、道民の日常生活や安全に直結する重要な情報であります。道としても、道警察から制度改正や交通安全に関する必要な情報を適時に把握し、それを道民に分かりやすく、速やかに届けていく役割があるのではないでしょうか。

道では、現在、行政や暮らしに関する様々な情報を道民に直接届ける北海道公式アプリを運用しており、こうした既存の情報発信基盤を交通安全の分野でも、さらに有効に活用すべきと考えます。

そこで、知事に伺います。

自転車の青切符制度をはじめ、生活道路の速度規制など、道民生活に直接関わる交通ルールの変更について、道警察から必要な情報をしっかりと把握し、道民の５人に１人が活用している北

海道公式アプリやＳＮＳなどを活用して、道庁として幅広い世代の道民に積極的に発信していくべきと考えますが、知事の見解を伺います。

北海道国民保護計画について、近年の国際情勢を踏まえると、万一、武力攻撃事態などが発生した場合に備え、平時から、国や市町村、関係機関との連携を図り、避難や救援等の体制を整えておくことが重要です。

国は、本年３月、都道府県等が国民保護計画を作成する際の基準となる国民の保護に関する基本指針の一部変更を行うとともに、緊急事態を想定した避難施設、いわゆるシェルターの確保を定めた基本方針を決定しました。

北海道国民保護計画については、平成30年に変更されて以降、一定の期間が経過しています。今般の基本指針を踏まえ、このたび改正すると承知していますが、その内容について伺います。

また、道として、今後どのような考え方で国民保護対策の充実を図っていくのか、所見を伺います。

私は、今年の第１回定例道議会で、緊急一時避難施設について質問をしましたが、国民保護のためだけのシェルターではなく、災害時にも使える防災インフラを平時から整備することが重要です。

先般、国から公表された緊急一時避難施設の指定状況によりますと、道内の人口カバー率は全国１位となっていますが、北海道は広大な地域に多くの住民が暮らし、冬季には積雪寒冷という地域特性もあることから、施設の指定数だけではなく、収容人数や耐震性、地下空間の有無、空調や暖房、電源なども含め、実際にどの程度対応できるかを把握することが重要と考えますが、道として、緊急一時避難施設の指定について、どのような考え方に基づき指定を進め、その状況をどのように把握しているのか、伺います。

また、昨年度は、留萌市や石狩市において、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練等を実施したと承知していますが、これまでの訓練の課題等を踏まえ、今後、弾道ミサイルなどの武力攻撃を想定した、より実践的な訓練にどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

災害が発生した際、妊産婦や乳幼児は、授乳や調乳、沐浴、おむつ交換、乳幼児が安心して過ごせるスペースの確保など、一般の避難者とは異なる特別な支援を必要とします。子どもの泣き声を周囲に気遣い、母親が大きなストレスを抱えてしまうこともあります。

こうした中、令和６年の能登半島地震では、輪島市が福祉避難所の一部を母子専用避難所として開設し、延べ729人の母子が利用しました。また、本年８月には、熊本県氷川町でも母子専用避難所が開設され、ＤＭＡＴなどによる支援が行われています。

国においても、避難所で生活する妊産婦や乳幼児に対する支援の手引が示され、特有のニーズに配慮することの重要性が示されています。

北海道においても、妊産婦や乳幼児が安心して避難生活を送れるよう、既存の福祉避難所の活用に加え、保育施設など、地域の資源を活用した母子専用避難所の整備を市町村に促していくべきと考えます。

災害は、いつ起こるか分かりません。道が市町村に対し、母子専用避難所の設置、運営についてのモデルを示すとともに、平時から訓練を行うよう促すなど、道として具体的に取り組む考えがあるのか、知事の見解を伺います。

災害時に、高齢者や障がい者など、一般の避難所での生活が困難な要配慮者を受け入れるため、市町村では、社会福祉施設などと福祉避難所の協定を締結しています。地域防災の役割を担っているわけでありますが、災害によって停電が長期化した場合、人工呼吸器など電力を必要とする医療・介護機器が使用できなくなるほか、冬季では、暖房が使えなくなると生命に関わると、地元からも、今、相談を受けているところであります。

非常用自家発電設備や蓄電池などの整備について、国の補助制度を活用するとともに、道としても、市町村や施設の整備を後押しすべきと考えます。

整備の状況や実態を道はどう把握しているのか、伺います。

また、発災時にも継続して要配慮者を受け入れられる福祉避難所を整備していく考えについて見解を伺います。

先月、石狩管内の農業団体を対象とした研修会に出席し、鈴木農林水産大臣から、北海道の農業の稼ぐ力についてお話を伺いました。

大臣からは、北海道の農業の稼ぐ力の伸び代は大きいとの認識が示される一方、北海道の食の輸出は水産物が約８割を占め、農業分野では、これまで輸出に十分力を入れてこなかったと指摘がありました。さらに、特に米については、輸出するために生産するという政策を取ってこなかったことについて、国としての反省も示されました。

北海道には、米、野菜、畜産物、乳製品など、海外市場で評価される高い品質と生産力があります。

そこで、今後、北海道において、農業経営が安定し、次の世代が農業を職業として選べるようになるためには、海外で高く評価される品目の生産拡大など、海外市場を見据えて生産し、海外から稼ぐ農業に、生産者、農協、食品メーカー、商社、物流事業者などが一体的に取り組んでいくことが重要と考えます。

道として、今後どのような戦略を持って取り組んでいくのか、また、輸出を目指す産地をどのように支援していくのか、伺います。

北海道には、自然、先人たちが築いてきた歴史、文化、産業、暮らしなど、北海道ならではの価値を持つ多くの地域資源があります。その中から、次の世代に引き継ぎたい北海道の宝物として選ばれているのが北海道遺産です。

北海道遺産は、平成13年の第１回選定以降、平成16年、平成30年、そして令和４年と、４回にわたって選定され、現在74件になっています。しかし、直近の第４回から既に４年が経過しており、新たな選定は行われていません。もちろん、数を増やせばよいというものではありませんが、北海道には、人口減少や地域産業の衰退、担い手不足などによって、今まさに失われつつある歴史や文化、産業、暮らしの記憶が数多くあります。

今後、新たな北海道遺産を発掘、選定していく必要について、道としてどのように考えているか、伺います。

現在、北海道遺産については、ＮＰＯ法人北海道遺産協議会が中心となって、選定や普及啓発、地域への助成などを行っていますが、道のホームページを見ると、道の役割は協議会の活動を紹介することにとどまっているようにも見受けられます。

道として、北海道遺産の現状や課題を把握し、観光、教育、地域づくり、文化振興などと結びつけながら、より積極的に活用していくべきではないでしょうか。

寒地稲作発祥の地である北広島市では、赤毛米が北海道遺産に認定されていますが、知名度はまだまだと感じています。道が主体的に地域の価値を発掘し、守り、稼ぎ、次世代へつなぐ政策へと発展させるべきと考えますが、所見を伺います。

近年、人口減少や少子・高齢化の進行に伴い、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、地域によっては、建設業や農林水産業、観光、福祉など、担い手不足が深刻な課題となっています。

地域の産業や暮らしを支える人材を確保するためには、雇用の場をつくるだけではなく、働く方々がその地域で安心して生活できる住まいを確保することが重要になっていますが、こうした人材の受入れに必要な宿舎や賃貸住宅が、特に地方部においては必ずしも十分に確保されているとは言えません。私の地元からも、労働者の確保に苦労する中、その方々が暮らしていくための住まいの確保にも大変苦慮しているとの声が届いています。

こうした中、道では、令和６年から、道営住宅の空き住居について、地域課題への対応や産業成長、人材確保に資する用途での目的外使用の取組を進めていると承知しています。住宅に困窮する低額所得者のための住宅という本来の道営住宅の役割を果たしながら、地域の実情に応じて柔軟に活用することは、大変意義のある取組と考えております。

また、私は、去年の建設委員会で、空き駐車場についての目的外使用について質問をしましたが、住戸だけではなく、道の資産である駐車場についてもさらに柔軟に活用していくべきと考えます。

そこで伺います。

道営住宅の空き住居の目的外使用について、これまでどのような用途で活用され、こうした取組によってどのような効果があったと道は認識しているのか。

また、制度をつくっても、地域の事業者などに知られていなければ活用は進みません。現在、道のホームページでは随時募集が行われていますが、地域の事業者などが道営住宅を人材確保のための住宅として活用できると知る機会は、まだ十分とは言えないのではないでしょうか。

道では、今後、どのようにこの制度を周知し、道営住宅の住戸や駐車場といった道有財産ストックの柔軟な活用を図っていく考えなのか、知事の所見を伺います。

最後に、毎年欠かさず質問をしてきました孤独・孤立対策です。

道では、令和５年にほっかいどう孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを設置し、これま

で、道民への普及啓発や人材育成に取り組んできたと承知しています。

支援団体同士のネットワークを構築することは重要ですが、最も大切なのは、孤独や孤立を感じている方が実際に支援につながることです。

これまでの取組によって、支援団体間の連携や地域での見守りにどのような変化や効果があったか、また、プラットフォームの設置が、単なる会議体にとどまらず、具体的な支援につながっているのか、道としてどのように認識しているのか、伺います。

また、道は、孤独・孤立対策をさらに一歩前に進めるために、今年度はどのような取組を行うのか、伺います。

以上です。（拍手）（発言する者あり）

○副議長梶谷大志君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）鶴羽議員の質問にお答えいたします。

最初に、中小企業・小規模事業者の方々への道の支援策についてでありますが、国では、令和９年度に向けた基本的な課題認識と対応の方向性として、変革に挑む企業に対し、積極的かつ幅広い支援を行うことにより、稼ぐ力の強化と賃上げの好循環を実現していくとしているところであります。

道では、これまで、国や関係機関の皆様と連携し、取引適正化による中小・小規模事業者の方々の適切な価格転嫁に向けた環境づくりや、生産性向上につながる設備導入、販路拡大などへの補助のほか、事業者の方々の抱える課題に応じた専門家派遣等に取り組んできたところであり、今後とも、国の中小企業施策の方向性も踏まえながら、各般の施策を推進し、中小・小規模事業者の方々の稼ぐ力の強化を図り、人材の確保、定着にもつながる持続的な賃上げの実現に努めてまいります。

次に、自転車政策に関し、まず、自転車ネットワーク計画についてでありますが、安全で快適な自転車利用環境の実現に向けては、市町村が策定する自転車ネットワーク計画に基づき、国、道、道警察などの関係機関が連携し、良好な走行環境を整備するとともに、広域的なサイクル需要にも対応するため、近隣市町村が一体となって取り組むことが必要であります。

こうした考えに基づき、計画策定が12市町村にとどまる現状を踏まえ、道では、国の協力の下、市町村などの関係機関で構成する自転車ネットワーク計画調整会議を本年11月に新たに立ち上げ、未策定市町村に対し、計画策定の意義や先行事例を紹介するなど、さらなる計画策定を促進するとともに、隣接する市町村間の調整を図り、広域的なネットワークの構築に向け取り組んでまいります。

次に、交通安全に関する情報発信についてでありますが、交通事故を防止するためには、本年４月に導入された、いわゆる青切符制度をはじめ、本年９月の生活道路における法定速度の引下げなど、法改正を踏まえ、一人一人が交通ルールを正しく理解し、ルールを遵守して、安全に運転していただくことが重要であります。

道では、これまで、広報媒体を通じた情報発信や駅周辺での街頭啓発など、交通事故が発生し

やすい場所における働きかけの強化等に取り組んでまいりました。

道としては、今後とも、道警察と連携し、若者や高齢者の方々を対象とした出前講習会の開催や、シミュレーターを用いた体験型イベントはもとより、北海道アプリにおいて新たに道警察の情報を発信するなど、幅広い世代の皆様が正しい交通ルールの理解の下、安全運転を実践いただけるよう、より効果的な周知や啓発に取り組んでまいります。

次に、防災対策等に関し、まず、国民保護計画についてでありますが、本道を取り巻く安全保障環境がより一層厳しさを増す中、武力攻撃等から道民の皆様の生命や財産を保護するため、住民避難や救護、武力攻撃への対処などの国民保護措置が重要です。

国民保護措置を総合的に推進するため、道では、北海道国民保護計画を策定しており、このたび、避難施設の指定や救援に係る福祉サービスの提供などに関し、国の基本指針が変更されたことから、関係機関への意見聴取や国との協議を行い、計画を見直すこととしています。

今後とも、国の支援を踏まえて計画を不断に見直すとともに、市町村や関係機関の方々と連携し、武力攻撃等から身を守るための避難施設の指定や、効果的、実践的な訓練を積み重ね、国民保護への対処能力の向上に取り組んでまいります。

次に、避難所における要配慮者の方々への対応などについてでありますが、妊産婦や乳幼児を含む要配慮者の方々は、心身の健康状態が変化しやすく、生活環境の影響を受けやすいことなどから、災害発生時には安心して避難生活を送ることができるよう、適切な配慮が必要です。

このため、道では、市町村に対し、避難所内に要配慮者の方々の専用エリアを確保することや、保健福祉センター、認定こども園等を福祉避難所として指定することを助言してきたほか、妊産婦や乳幼児の皆様への支援に向けて、道が作成した避難所マニュアル等の活用を周知するとともに、要配慮者の方々に対応した訓練への支援などに取り組んでいます。

道としては、今後とも、市町村職員向けの研修会等で、ニーズを踏まえた適切な配慮がなされるよう助言するなど、配慮を要する方々にとって、避難所が安心して快適に過ごすことができる場となるよう取り組んでまいります。

次に、北海道遺産に関する今後の取組についてでありますが、北海道遺産は、北の世界遺産構想を基に、道が民間有識者の方々とともに検討を重ね、平成11年に遺産候補の募集などの取組をスタートさせ、平成13年には、官民協働の方針の下、活動を中心的に担う民間組織として、北海道遺産構想推進協議会が設立されたところであります。

その後も、道と協議会が緊密に連携しながら、選定された遺産の周知や新たな地域資源の掘り起こしに加え、現場における課題を丁寧に把握し、必要な支援を行ってきており、道本庁舎食堂での北海道遺産食フェアを企画するなど、関係部局が連携した遺産の利活用等に取り組むこととしています。

道としては、今後とも、北海道遺産が持つ多様な可能性を最大限に引き出し、地域の活力向上や次世代への継承につながるよう取り組んでまいります。

最後に、道営住宅の柔軟な活用についてでありますが、道では、地域産業の振興や団地コミュ

ニティーの活性化など地域課題の解決に向け、道営住宅の空き住戸や駐車場の空き区画を柔軟に活用する取組を進めています。

これまで、登別市や沼田町などにおいて、外国人技能実習生や地域おこし協力隊の方々向けの住宅として活用されており、地域産業の担い手の確保や地域の活性化等にも寄与しているものと認識しています。

道としては、こうした道営住宅の柔軟な活用について、道のホームページへの掲載のほか、庁内関係部局が連携して広く周知を図るとともに、地域の商工会議所や建設業協会、外国人交流協会等の方々と個別に意見交換を行うなど、制度の理解を深める取組を行っており、今後、市町村の住宅施策をサポートするため、市町村や関係団体の皆様との連携を強化し、地域の実情に柔軟に対応していくことで、道有財産の有効活用を図ってまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　経済部長水口伸生君。

○経済部長水口伸生君（登壇）初めに、賃上げ環境整備補助金についてでございますが、この補助金は、５月から申請受付を開始し、当初は９月末までを申込期間としていたものの、７月以降、申請が増加し、想定よりも早く８月10日に予算上限に達して、申請受付を終了したところでございます。生産性向上などに取り組む事業者の方々の高い関心が反映されたものと受け止め、今後の賃上げに向けた取組につながることを期待しております。

道では、中小・小規模事業者の賃上げ原資を確保するため、引き続き、事業者の方々からの相談に丁寧に対応し、関係機関とも連携しながら、活用できる他の補助制度の紹介や、専門家による伴走支援につなげるなど、中小・小規模事業者の持続的な賃上げに向けた取組を促進してまいります。

次に、パートナーシップ構築宣言についてでございますが、本制度は、発注側企業が取引先との共存共栄の取組や取引条件のしわ寄せ防止を代表者の名前で宣言するものであり、宣言企業は、自社の取引方針や適正な価格決定を重視する姿勢を対外的に明示することから、サプライチェーン全体での信頼関係の構築や取引環境の改善につながることが期待されるものでございます。

今回の補助事業の申請に当たり、この宣言を登録、公表することを要件としたことから、宣言企業数は、申請開始前の約３か月間での約550社の増加と比べ、申請開始後、終了までの約３か月間では約3100社の増加となり、そのペースは約６倍となったところでございます。

また、国の調査では、宣言済みの企業は、未宣言の企業と比べて、価格交渉や価格転嫁への対応が良好という結果もあり、道といたしましては、引き続き、北海道政労使会議の構成員とも連携し、宣言の普及に努め、価格転嫁が円滑に行われる環境整備を進めてまいります。

○副議長梶谷大志君　建設部長関俊一君。

○建設部長関俊一君（登壇）自転車通行空間の整備についてでありますが、道では、市町村が策

定するネットワーク計画に基づき、国等と連携し、矢羽根型路面標示や路肩拡幅等の市街地での整備に取り組むほか、札幌恵庭自転車道線等の広域的ネットワークを形成する大規模自転車道の整備を進めてきたところでございます。

また、サイクルツーリズムの振興等を目的として活動している北海道サイクルルート連携協議会に参画し、国や経済団体などとも連携しながら、案内看板や休憩施設などの受入れ環境の整備を進めてきたところです。

道としては、引き続き、こうした取組を着実に進め、広域的な自転車ネットワークの形成にも資する安全で快適な自転車通行空間の整備に取り組んでまいります。

○副議長梶谷大志君　経済部観光振興監後藤知佳子君。

○経済部観光振興監後藤知佳子君（登壇）サイクルツーリズムについてでございますが、サイクリングは、冷涼で爽やかな気候やすばらしい景観に恵まれた本道の魅力を、国内はもとより、海外からの旅行者にも伝える、重要な観光コンテンツであると認識をしております。

このため、道では、サイクリングを通じて、旅行者が各地の豊かな自然、食、文化に触れ、長期滞在を楽しむようなアドベンチャートラベルの魅力発信や、国際的にも評価されるサイクルガイドの育成など、国内外のサイクリストの受入れ体制整備を進めるとともに、観光消費額のさらなる向上を目指し、地域が取り組む自転車と公共交通手段を組み合わせた観光ルートの提案や、複数の市町村にまたがる広域周遊ルートによる商品造成などを支援しているところでございます。

道といたしましては、今後とも、本道のサイクルツーリズムを推進する国や市町村をはじめとする様々な関係者との連携を図りながら、サイクルツーリズムによる本道観光の高付加価値化に取り組んでまいります。

○副議長梶谷大志君　総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君。

○総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君（登壇）初めに、自転車利用の促進などについてでございますが、シェアサイクルは、自転車を保有していない方はもとより、駐輪場所の確保が難しい等の理由で市街地での利用を控えている方などにとって有効なものであり、札幌市や北広島市をはじめとする人口の多い都市を中心に各地で導入が進み、道民の利便性向上に寄与しているものと考えております。

こうしたサービスについて、市町村をまたいでの広域的な展開に当たりましては、事業者の方々の意向が重要と考えており、道といたしましては、事業者の方々をはじめ、関係機関・団体で構成する北海道自転車活用等推進連絡会議等の場も活用し、他県の先進事例について情報共有するとともに、関係者の皆様から御意見をお伺いしながら課題の整理などを行い、シェアサイクルのより効果的な利用について検討してまいります。

次に、北海道遺産の選定についてでございますが、北海道遺産は、令和４年の第４回選定までに累計74件が選ばれており、地域の宝として多くの方々に認知され、育まれてきたところでございますが、本道においては、地域で大切に受け継がれた歴史、文化、産業、自然など、隠れた魅

力的な地域資源がいまだ数多く存在しているものと考えております。

道といたしましては、こうした宝の種に光を当て、磨き上げながら、次世代に継承していくことは、活力ある地域づくりを進める上でも重要と認識しております。

現在、協議会において、北海道遺産の将来像を描く長期ビジョンの策定に取り組んでいるところであり、地域における機運の高まりなども踏まえながら、新たな遺産の選定も含め、今後の取組の方向性について検討を深めていくことが必要と考えております。

○副議長梶谷大志君　総務部危機管理監髙山圭一君。

○総務部危機管理監髙山圭一君（登壇）国民保護の取組についてでありますが、道では、弾道ミサイルによる爆風等からの被害を軽減するため、堅牢な建築物や地下施設を緊急一時避難施設に指定しており、指定に当たっては、構造や収容人数といった要件に加え、本道の積雪寒冷な気候も考慮し、冷暖房や非常用電源等についても確認しているところです。

また、これまで、国や市町村と共同で、ミサイル飛来時に住民が取るべき行動への理解を深めるための避難訓練や、市町村職員の方々の対処能力の向上を図るための初動対応訓練などを実施してきたところです。

本年度は、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練において、民間事業者の皆様の協力を得て、初めて商業施設を活用するとともに、要配慮者の方々にも御参加いただくことを検討しており、こうした新たな視点を取り入れながら訓練の充実強化を図ってまいります。

○副議長梶谷大志君　保健福祉部長竹澤孝夫君。

○保健福祉部長竹澤孝夫君（登壇）初めに、福祉避難所におけます非常用電源の確保についてでございますが、災害発生時の停電は、要配慮者の方々を受け入れる福祉避難所の運営に大きな影響が懸念されますことから、日頃から停電の発生を想定した備えが大変重要であります。

国の調査では、非常用発電機等を備えている道内の避難所は、令和６年11月現在で約５割であったことから、市町村に対し、非常用電源の整備を支援しておりますほか、福祉避難所や医療機関など、重要施設への電源車の優先配備などに関する協定を電力事業者と締結し、非常時の電源確保に取り組んでおります。

道といたしましては、今後とも、こうした取組を通じて、市町村や関係機関と連携しながら、要配慮者の方々が安心して避難生活を送ることができる環境の整備に取り組んでまいります。

次に、孤独・孤立対策の取組についてでございますが、孤独、孤立を感じている方々に対しては、支援機関の存在を認識していただくことや、多様な関係者の連携の下で対策を進めることが重要でございます。

道では、北海道社会福祉協議会との連携により、令和７年に、孤独、孤立のポータルサイトを構築し、相談機関等の情報を広く周知するとともに、行政機関と民間団体等の連携の基盤となります全道域の孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにおいて、各機関の取組の共有を図っておりますほか、全ての振興局で関係者間の連携強化に取り組むなど、悩みを抱える方々が声を上げやすい地域づくりに向けた機運醸成を進めております。

本年度は、地域の体制づくりをさらに進めるため、具体的な支援につなげる好事例の共有や、悩みを抱える方々を支える人材の育成等に重点的に取り組むこととしており、道といたしましては、引き続き、孤独、孤立を感じる方々に必要な支援が行き届く環境づくりを推進してまいります。

○副議長梶谷大志君　農政部食の安全・みどりの農業推進監野口正浩君。

○農政部食の安全・みどりの農業推進監野口正浩君（登壇）輸出拡大に向けた取組についてでありますが、少子・高齢化などにより国内の食料需要の減少が見込まれる中、本道農業が持続的に発展していくためには、輸出による稼ぐ農業を推進することにより、農業者の方々の所得向上を図っていくことが重要であります。

こうした中、道では、第３期北海道食の輸出拡大戦略に基づき、米や牛乳・乳製品等の主要品目のさらなる輸出拡大に向けたプロモーションのほか、サツマイモやユリ根といった新たな輸出品目の拡大などに取り組んでいるところです。

道としましては、こうした取組に加え、引き続き、関係機関・団体、事業者等と一体となって、輸出先の品質基準を満たした農畜産物の生産体制の構築や、集出荷施設の整備をはじめ、海外の市場調査や取引先の開拓、販売フェアの開催など、生産から販売までの一連の施策の推進により、さらなる輸出産地づくりに取り組んでまいります。

○副議長梶谷大志君　鶴羽芳代子君の質問は終了いたしました。

木葉淳君。

○30番木葉淳君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従い、質問します。

知事は、２期目の知事選に臨むに当たり、道民の皆様の暮らしを守り抜く、北海道を前へ進めていくと訴え、攻めの道政、行動する道政を掲げました。今年２月の道政執行方針では、重点的に取り組む政策の１番に、安心して暮らし続けられる北海道を掲げ、豊かで安全、安心な暮らしの確保を進めるとしました。

知事、北海道は、知事が掲げた言葉どおり、前へ進んでいるでしょうか。知事が示してきた決意と、現場で暮らす道民が実感する現実、その間に大きな隔たりはないでしょうか。

以下、安心して暮らし続けられる北海道という視点から質問をしてまいります。

まず、想定を超える豪雨への備えについて。

８月以降、千葉、愛知では、短時間に大量の雨が降り、内水氾濫による大きな被害が発生しました。

本道でも、先月、激しい雨が観測され、市道や道道の冠水、アンダーパスの通行止め、ＪＲの運休などが発生しています。冬季には、ホワイトアウト、猛吹雪を経験する私たち道民。雨なら大丈夫、雪に比べればまだ大丈夫、そうした思いを改めるときではないでしょうか。

国も、雨水出水浸水想定区域の指定、公表や、内水浸水想定区域図の作成、活用を自治体に促しています。しかし、内水氾濫を想定したハザードマップを作成している道内の自治体は19市町。

道として、市町村に対し、雨水出水浸水想定区域図や内水ハザードマップの整備、既存の地域防災マップの見直しを促すとともに、技術的・財政的支援を含め、想定を超える豪雨への備えを具体的に後押しすべきと考えますが、道の認識と今後の取組について伺います。

次に、情報発信と避難行動支援について伺います。

災害時に重要なのは、今、自分のいる場所は危険なのか、いつ避難を開始すべきか、どこへ避難をすればよいのか、これが分かり、実際に行動できることです。

災害時には、雨量、河川水位、避難所の開設状況、道路の通行状況など、刻々と変化する情報も必要です。

情報を発信する防災から避難行動につなげる防災へ、現在地の危険度や災害の切迫度に応じて一人一人に大切な情報を届ける仕組みを強化すべきと考えますが、知事の認識と今後の取組について伺います。

次に、来年、ラピダスの本格稼働を見据えた安全確保について伺います。

ラピダスの立地は、本道経済の未来を切り開く国家プロジェクト。その意義を否定しません。しかし、道が国とともに事業を積極的に支援する以上、経済効果だけではなく、道民の生命、健康、安全な生活環境を守ることは大前提です。

ラピダスの排水は千歳川水系に流れ、その下流では水道水として利用され、流域に暮らす道民、江別市民の命と暮らしに直結します。

現在、道の調査では、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡは指針値を下回っています。しかし、ＰＦＡＳは多くの物質を含む総称であり、規制対象外のＰＦＡＳについて十分把握できていません。だからこそ、量産開始を目の前に控えた今、問題が起きてから対応するのではなく、起きる前に備える予防的監視が必要です。

知事は、本年１月には、企業立地について、地域との共生を大前提、環境と経済の好循環を実現することが重要と明言。さらに、６月の道議会答弁でも、ＰＦＡＳについて、適時適切に対応すると答弁。問われているのは、その言葉の具現化です。

知事の言う適切に対応するとは、問題発生後に対応するということではなく、量産開始前からＰＦＡＳの使用実態を把握し、検査項目や頻度を拡充するなど、予防的な監視を行うという認識なのか、伺います。

現在のＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ中心の調査に加え、規制対象外のＰＦＡＳについても量産開始前から調査項目とし、調査頻度を見直すべきと考えますが、見解を伺います。

知事は、昨年の道議会で、ＰＦＡＳを含む可能性のある現像液等について、全量が回収されると承知していると答弁しています。

その回収が確実に行われていることを、道としてどのような方法で確認をするのか、伺います。

道とラピダスの水利用に関する協定書は、情報開示請求に対し、多くの部分が黒塗り。企業秘密を守ることは当然ですが、住民の生命、健康に関わる安全対策、事故時の対応、自治体への連

絡体制、監視の仕組みまで見えないままでよいのでしょうか。

昨年、江別市議会からも、情報開示を求める意見書が提出されています。

量産開始を前に、協定書の情報開示の在り方を見直すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

万一、工場排水や千歳川の水質に異常が確認された場合、北海道、ラピダス、関係自治体、水道事業者が直ちに情報を共有し、江別市民を含む下流域の住民に速やかに必要な情報を提供する体制を量産開始前に明確に構築すべきです。

異常が起きてから連絡するのではなくて、異常が起きた瞬間に動き始めることができる仕組み、それが危機管理ではないでしょうか、知事の見解を伺います。

道は、これまで、全道各地で半導体セミナーを開催し、半導体産業の有用性や経済効果について、道民の理解促進を図ってきました。

経済振興について理解を深めることは重要です。しかし、同じように重要なのが、環境と健康です。

ラピダスの本格稼働を前に、千歳川下流域の道民に対し、ＰＦＡＳをはじめとする環境・健康面への懸念、安全対策について、十分な説明が行われているとは言えません。産業のメリットだけを説明するのではなく、懸念にも正面から向き合う、それが地域との共生です。

そこで、千歳川下流域などで、関係地域の道民を対象にして、排水処理やＰＦＡＳ対策、水質監視体制、異常時の対応など、環境・健康面に特化した住民説明会を道として開催すべきと考えますが、知事の認識を伺います。

次に、価格転嫁について。

道は、全道各地で説明会を開催し、原材料高騰、エネルギー価格・人件費上昇に対応するため、事業者に適切な価格転嫁を促してきました。しかし、価格転嫁をしてくださいと言われても、はい、分かりましたとはいきません。

家族経営の自動車修理事業者は、オイルの価格が1.5倍から２倍に上がったが、お客さんの負担を考えると、全てを値上げできない、まちの小さな飲食店は、材料の仕入価格がここ数年で数倍に上がっている、それでも簡単に値上げはできないと話していました。

国の調査でも、中小企業の価格転嫁率は54.2％、エネルギーコストでは48.9％、価格転嫁はいまだ道半ば、コスト上昇の先も見えない。経営努力や価格転嫁だけでは限界があります。

地域の小規模事業者は、雇用を支え、住民の暮らしを支え、地域経済を循環させる存在。価格転嫁を促すだけで、道の役割を果たしていると言えるのでしょうか。

道は、今回の説明会で、事業者からどのような声を聞き、実態をどのように把握したのか、また、価格高騰や供給不足・遅延によって深刻な影響を受ける事業者に対し、価格転嫁の促進にとどまらず、事業経営を支える直接的かつ実効性のある支援策を講ずるべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、多文化共生について伺います。

江別市においても、近年、外国人住民が増加し、地域で暮らす外国人の姿を身近に感じる機会が増えています。夏祭りや盆踊りに外国人住民が参加し、日本人とともに楽しむ姿も見られるようになってきました。

一方で、日常的な交流は、まだまだ十分とは言えません。町内会への加入も進んでいません。今後は、外国人を単なる働き手としてではなく、地域社会を共に支える住民として受け入れ、日本人住民も、外国人住民も、互いの文化や価値観、人権を尊重し、安心して暮らせる地域をつくることが重要です。

宮城県や群馬県などでは、多文化共生条例を制定し、行政、事業者、県民等の役割、日本語教育、防災、差別や偏見の解消、地域社会への参画などを総合的に位置づけています。

本道でも、日本語教育や外国人相談窓口などの取組が進められ、本年３月には第３次北海道人権施策推進基本方針が策定されました。

基本理念を、行政だけでなく、事業者や道民にも共有する必要があります。外国人材の受入れ、定着が進む今、多文化共生の基本理念や関係者の役割を条例として明確にする意義は大きいと考えます。

多文化共生条例制定に対する知事の認識を伺います。

道は、今年度、外国人地域おこし協力隊の募集を行い、３名の採用を目指しています。

外国人自身の経験や文化、ネットワークを地域づくりに生かすことは、地域の魅力発信だけでなく、外国人住民と地域社会をつなぐ上でも意義があります。

しかし、現時点で採用は１名。なぜ応募、採用が進んでいないのか、制度を実効性のあるものとするためには、その要因を検証し、募集方法などを改善する必要があります。

道は、現状をどのように認識し、今後、採用、定着を促進するため、どのように取り組んでいくのか、伺います。

外国人住民が地域で安心して暮らすためには、行政から情報を発信するだけでは不十分です。情報を届ける、相談を受ける、そして地域とのつながりをつくる、こうした橋渡し役が必要です。

埼玉県では、外国人住民と行政の橋渡し役となる、多文化共生キーパーソン制度を設けています。

本道は、広域で、地域によって外国人住民の国籍や生活環境、コミュニティー形成も異なります。だからこそ、それぞれの地域を知る外国人住民自身を行政と地域をつなぐ担い手として位置づけることが重要です。

そこで、コミュニティーの核となっている外国人住民をキーパーソンと位置づけ、行政情報の発信、生活相談、防災情報の伝達などを担っていただく北海道版外国人キーパーソン制度の創設について検討すべきと考えますが、所見を伺います。

今年度から、私立高校も含めて、高校授業料が無償となりました。家庭の経済的負担は大きく削減され、進路選択の幅を広げる点で意義がある制度です。

道教委が実施したアンケートでは、無償化が進路選択に影響があると回答した中学生の保護者は64.8%、影響があると回答した保護者のうち、無償化がなければ自宅から通える公立高校を選ぶとの回答は74.9%だったのに対し、無償化ありで自宅から通える公立高校を選ぶとの回答は48.0%、26.9ポイントの差があります。実際、今年度は、公立高校から私立高校へ約1000人がシフトをしたと道教委は分析しています。

一方、私立高校は都市部に集中をしています。授業料無償化により、地方から都市部の私立高校へ進学する動きが強まる可能性が今後もあります。

高校進学を契機とした若者の都市部への流出、先日、我が会派の代表質問においても、若者の転出超過が課題との認識を知事は答弁で示されました。

高校授業料無償化が地域の人口減少をさらに加速させることとなれば、子どもたちの選択肢を広げる制度が、結果として地域間格差を拡大することにもなりかねません。高校の授業料無償化そのものを否定するものではありません。問題は、その影響や効果を地域全体でどう受け止めていくのか、高校を選ぶ自由、地域で学ぶ選択肢、そして、地域に若者が残る可能性、この三つをどう両立させていくのか。

知事は、高校授業料無償化によって、都市部への進学、人口流出を通じて、本道の人口減少や地域間格差をさらに拡大させる可能性についてどのように認識されているのか、また、地域から若者が流出することを防ぎ、地域で学び、地域に残る選択肢を確保するためにどのように取り組むのか、伺います。

次に、新たな地域医療構想について伺います。

国は、2040年を見据え、病床中心から、外来、在宅医療、介護との連携、人材確保などを含め、地域の医療提供体制全体を考える新たな地域医療構想へ転換しようとしています。重要なのは、今ある区域に医療を合わせるのではなく、これから必要となる医療に区域を合わせていくことです。

道は、現在、新たな地域医療構想の策定に向けた検討を進めています。

いつまでに構想区域の考え方を整理し、いつまでに構想を取りまとめていくのか、伺います。

今回のガイドラインでは、人口規模が100万人以上の構想区域について、構想区域としての運用に課題がある場合もあることから、見直しを検討するとされています。

本道では、札幌圏が人口100万人を超えています。道の課題認識と今後の検討の進め方について伺います。

新たな地域医療構想では、病院だけでなく、在宅医療や介護を含め、地域全体で高齢者を支える体制づくりが重要です。

江別市では、地域包括ケアシステムを構築し、住み慣れた地域で必要な医療、介護を確保するとともに、高度・専門医療については近隣の都市と連携をする、地域で担う医療と連携して確保する医療、この役割分担を明確にしていくことが重要と考えます。

道は、新たな地域医療構想において、在宅医療など医療と介護の連携をどのように進めていく

のか、伺います。

最後に、持続可能な農業政策について伺います。

国は、昨年４月、新たな基本計画を策定し、北海道を主要穀物などの主産地と明記しました。

鈴木知事は、道や農業団体、市町村などが国に働きかけた結果であり、北海道を重点的に位置づけることは、今後の対策や予算を議論する上でも意味があると述べています。

北海道が明記されたことを評価しますが、重要なのは、その先です。位置づけが変わった。では、何が変わったのか。予算は、制度は、支援は、対策は。

北海道が基本計画に明記されたことにより、国の予算や制度、本道農業への支援に具体的にどのような成果や変化があったのか、また、この位置づけを、今後、北海道農業の生産力や農業者の所得向上にどのようにつなげていくのか、知事の見解を伺います。

私は、米の消費者の立場から、米政策について質問させていただきます。

米は、食料安全保障等を支える基幹作物、しかし、出来秋を迎え、新米のほうが古米よりも安いという現象が起きています。生産者に伺えば、資材価格高騰、高齢化、担い手不足、消費者が購入できる価格と生産者が再生産できる価格、この両立が必要です。

道は、持続可能な米生産に何が重要と認識をしているのか、生産者の所得確保、担い手育成、農業基盤強化に今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

本年４月、米の生産から販売までに要する費用を示すコスト指標が公表されました。適正な価格形成を考える上で重要な指標ですが、それだけで生産者の所得が保障されるものではありません。

北海道には多様な経営形態があり、地域によっては生産条件も異なります。だからこそ、指標を示すだけではなく、生産者が再生産できる価格形成につなげていくことが重要です。

道は、この指標をどう評価しているのか、また、生産者の所得確保と適正な価格形成につなげるため、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

先日、私の地元の有志が中心となって行った地域を盛り上げる学習会、その中で、北海道、江別の農産物の輸出に対する取組が今後重要になっていくと講師から話がありました。人口減少により国内市場の縮小が見込まれる中、北海道の豊かな農産物や加工品を海外に売り込み、所得を獲得することも重要です。

単なる原料輸出にとどまらず、加工やブランド化によって付加価値を高め、北海道だから選ばれる商品をつくる、これが稼ぐ農業の具体化です。そして、それを農業者、食品事業者の所得向上につなげてこそ、稼ぐ道政と言えるのではないでしょうか。

道産農作物の加工品や海外販路を拡大し、高付加価値化やブランド力の向上を通じて農業者、食品事業者の所得向上につなげる稼ぐ農業、さらには、稼ぐ道政を今後どのような戦略で進めていくのか、伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長梶谷大志君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）木葉議員の質問にお答えいたします。

最初に、安心して暮らし続けられる北海道に関し、まず、豪雨災害への対応についてでありますが、気候変動の影響により都市部の内水氾濫のリスクが高まる中、被害を最小限に抑えるためには、雨水管等の整備に加え、住民に浸水リスクを適切に理解していただく取組が大変重要と認識しています。

このため、道では、雨水出水浸水想定区域図の作成を促すため、内水氾濫の経験や知見が少ない市や町に対し、国のマニュアル等を活用した説明会などを実施してきたほか、区域図の作成が完了した市や町に対しては、防災マップ等へ内水ハザードマップを追加するよう促してきたところであります。

道としては、昨今の豪雨が増えている状況を踏まえ、市や町への説明会を通じて、内水氾濫の危機感を共有し、浸水想定区域図等の作成促進を図るとともに、必要な予算の確保を国に要望するなど、対策の強化に向け取り組んでまいります。

次に、ＰＦＡＳの調査についてでありますが、ラピダス社では、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ、ＰＦＨｘＳの３種類の規制ＰＦＡＳを一切使用しないほか、ＰＦＡＳの含有の有無にかかわらず、その可能性がある現像液及び関連する有機溶剤は使用した全量を回収することとしており、千歳川に流れることはないと認識しております。

一方、道では、道民の皆様の安全、安心のため、千歳市と連携して、千歳川において３種類の規制ＰＦＡＳの調査を行っており、これまで、パイロットラインの稼働前後や苫小牧地区工業用水道の利用開始前後で比較できるよう、調査を実施しているところであります。

今年度は、工場排水の影響が確認、把握できるよう、市浄化センターの上流側に新たに調査地点を追加するなど、モニタリングの拡充を図ったところであり、今後とも、道民の皆様の安全、安心のため、必要な対応を行ってまいります。

次に、住民の皆様への説明についてでありますが、道では、全道各地で開催している道民の皆様向けのセミナーにおいて、半導体・デジタル関連産業振興ビジョンに基づく各般の取組や、千歳川のモニタリング調査結果などについて説明を行うほか、あらかじめ参加する方々から質問を募集し、セミナー会場での対応に加え、ホームページも活用して、可能な限り全ての質問に回答するよう努めてきたところであります。

なお、本セミナーは、昨年に引き続き、今年度も千歳川流域の江別市でも開催することとしており、道としては、環境や健康に関するテーマを含め、こうしたセミナーの開催等を通じて、道民の皆様への丁寧な説明に取り組んでまいります。

次に、価格転嫁の現状と今後の対策についてでありますが、道では、国と連携し、14振興局管内で説明会を開催するとともに、アンケートを通じて御参加いただいた事業者の方々の声を伺ったところ、４割の事業者の方々が価格転嫁を課題と回答し、価格交渉時に取引先との力関係から価格転嫁が難しい、値上げに伴う販売量減少の懸念から十分に価格転嫁できないといった声も寄せられたところであります。

道では、取引適正化に向けた企業の皆様の意識改革など価格転嫁の円滑化に努めるとともに、相談窓口の設置、道の制度融資による資金繰り支援、生産性の向上につながる設備導入や販路拡大等への補助のほか、専門家の方々による伴走支援などに取り組んでまいりました。

道としては、引き続き、国や関係団体の皆様等と連携して企業への個別ヒアリングなどを行いながら、課題を抱えている地域の事業者の方々の実情を丁寧に把握するとともに、支援施策のきめ細かな情報発信により積極的な活用を促すなど、中小・小規模事業者の皆様の事業の継続が図られるよう、各般の施策を推進してまいります。

次に、多文化共生の実現に向けた取組についてですが、人口減少が進む中、海外の需要や人材を呼び込むことは、本道経済の持続的発展に欠かせない要素となっている一方で、こうした活力を受け入れる地域社会の懸念等への対応も必要です。

道では、本年３月、世界の中の北海道として、本道の目指す姿とその実現に向けた施策の展開方向を道民の皆様と共有するため、第２期のグローバル戦略を策定し、その中で、「外国人を引きつけ、共生する地域づくり」を展開方向の第１として掲げ、多様な主体と連携し、取組を進めることとし、施策ごとに行政、企業、団体、教育、道民の皆様の各主体の役割を示しました。

道としては、この戦略の下、地域日本語教育の推進や、地域の理解を踏まえた安全、安心な共生の環境づくりに取り組むなど、地域と世界が調和しながら共に発展し、世界で輝く北海道を目指します。

次に、いわゆる高校授業料無償化への対応等についてでありますが、高校授業料無償化により、都市部や私立高校への入学者が増加し、地域における高校教育の維持向上や地域社会そのものへの影響が懸念されることから、道では、これまで、全国知事会とも連携し、国に対して、公立高校への支援の充実などについて要望してきました。

道としては、今年度から、知事部局と道教委が連携し、地域における高校の在り方に関する検討状況やニーズを把握するとともに、専門家、先進地の関係者の方々によるセミナーや個別相談会を開催するほか、各地域で具体化した取組について、地域づくり総合交付金で重点的に支援することとしており、こうした取組を通じ、地域の実情に応じた高校魅力化を促進するなど、地域の将来を担う若者の育成に取り組んでまいります。

次に、医療と介護の連携についてでありますが、長期にわたる療養や介護を必要とする高齢者の方々が、地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護の関係者の皆様が連携して、必要なサービスを一体的に提供できる体制の構築が重要です。

道では、これまで、医療や介護など様々な職種の方々が、他の職種について理解を深め、協働による在宅チーム医療を学ぶ研修を実施するとともに、在宅医療と介護の連携に取り組む市町村に対し、専門職を派遣し、助言を行っているほか、在宅医療の連携圏域として39圏域を設定し、多職種の連携調整を図る拠点の整備などを進めています。

道としては、引き続き、医師会等関係団体や市町村の方々と連携しながら、こうした様々な取組を進め、道民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の実情に即した

在宅医療の提供体制の確保と地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいります。

次に、持続可能な農業政策に関し、まず、本道農業の振興についてでありますが、国の基本計画において、主要穀物などの主産地として明記された本道が、今後とも我が国の食料供給地域としての役割を着実に果たしていくためには、地域農業を支える担い手の方々が、農地をフル活用し、農産物を安定的に生産、供給していくことが重要です。

このような中、道では、国に対し、本道農業の生産力や競争力の強化に必要な予算の確保や、制度の充実を求めてきたところであり、要望に応じた国費予算がおおむね措置されているほか、補助事業や経営安定対策など、本道の実情に即した制度の見直しも行われているものと認識しています。

道としては、国の計画も踏まえ、本年３月に策定した第７期北海道農業・農村振興推進計画において、我が国の食料安全保障に最大限貢献することを示したところであり、国の予算も効果的に活用しながら、多様な担い手の方々が再生産可能な所得を確保し、将来にわたり希望を持って営農に取り組むことができるよう、各般の施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

最後に、米生産についてでありますが、米は、食料安全保障の観点からも、国内で自給可能な主食として安定供給が求められており、国内有数の産地である本道が、消費者の皆様の理解を得ながら、農業者の方々が再生産可能な所得を確保し、需要に応じた北海道米を安定的に生産、供給していくことが重要であります。

道では、主食用をはじめ、加工用、輸出用など多様なニーズに応じた米生産を基本に、農地の大区画化など基盤整備や共同利用、施設整備の推進による生産性の向上のほか、担い手の育成確保や北海道米の消費拡大等、各般の施策を総合的に展開しています。

道としては、今後とも、こうした取組を着実に推進しながら、消費者をはじめ、幅広い方々に対し、北海道米への理解醸成を図るとともに、国に対し、水田政策が、地域の実情を踏まえ、中長期的に安定した制度となるよう求めるなど、本道の米生産が持続的に発展するよう取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　総務部危機管理監髙山圭一君。

○総務部危機管理監髙山圭一君（登壇）防災情報の発信についてでありますが、近年、風水害の発生が頻発化、激甚化する中、災害から命を守るためには、避難情報が確実に伝達され、迅速、的確な避難につなげることが重要です。

道では、避難所の開設状況等を確認できる防災ポータルや、スマートフォンのＧＰＳ機能により、最寄りの避難場所まで音声と振動で誘導する防災アプリ、耳で聴くハザードマップ、登録制メールやＳＮＳのほか、Ｌアラートによる避難情報を、民間事業者が提供する防災アプリに配信するなど、情報発信を行っています。

道としては、引き続き、市町村や関係機関と連携して、様々な防災アプリをはじめ、多様な伝

達手段の普及啓発を進めるなど、効果的な情報発信や伝達体制の充実強化に取り組んでまいります。

○副議長梶谷大志君　経済部次世代社会戦略監青山大介君。

○経済部次世代社会戦略監青山大介君（登壇）ＰＦＡＳ対策に関し、初めに、調査項目等の見直しについてでございますが、国では、現在、道が調査している３種類のＰＦＡＳに加え、ＬＣ－ＰＦＣＡについても本年11月より製造、輸入等を原則禁止することが決定いたしましたが、現在のところ、指針値は定められておらず、その測定方法も示されておりません。

こうした中、道では、国に対して、ＰＦＡＳに関する健康影響の知見の集積や評価指標の早急な検討などを要望しているところでございまして、今後、ＬＣ－ＰＦＣＡのほか、規制対象外のＰＦＡＳにつきましても、国が指針値を設定するなど新たな対応を示した場合には、千歳市とも協議の上、必要な見直しを検討してまいります。

次に、現像液等の回収についてでございますが、ラピダス社では、製造、輸入等が原則禁止されている規制ＰＦＡＳを一切使用しておりませんほか、法令等での規制はないものの、会社独自の取組として、ＰＦＡＳの含有の有無にかかわらず、その可能性のある現像液と関連する有機溶剤について全量を回収することとしております。

道といたしましては、同社に対し、こうした独自の環境保全対策が適切に実施されるよう求めるとともに、その対応状況を聴取するなどして、確認をしてまいる考えでございます。

次に、水利用に関する協定書についてでございますが、道では、昨年１月、ラピダス社と水利用に関する協定を締結し、事故時等の関係自治体への報告や、工場排水中のＰＦＯＳ、ＰＦＯＡの合計値が公共用水域の指針値に相当する１リットル当たり50ナノグラムを超えた場合の道などへの通報、協定に定める事項についての報告聴取など、主な内容を公表しているところでございます。

個別の公文書開示請求の内容につきましては、お答えすべきではないと考えておりますが、北海道情報公開条例における考え方としては、公開を原則としつつ、法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上もしくは事業運営上の地位または社会的な地位が不当に損なわれると認められるものは、不開示としております。

公文書の開示、不開示の決定に当たっては、条例の規定等を踏まえ、個別の案件ごとに判断しているところでございまして、今後とも、制度の適切な運用に努めてまいります。

最後に、情報提供体制についてでございますが、道では、千歳川のモニタリング調査の結果について、結果が判明次第、ホームページで公表しておりますほか、ラピダス社と市町村などとの円滑な情報共有を図るために設置した市町村ネットワークも活用しながら、積極的な情報の共有に努めているところでございます。

加えまして、道とラピダス社との協定では、事故等により工場排水の水質や周辺環境に悪影響を生じさせ、または、その蓋然性があると認める場合には、同社から道及び関係自治体へ報告することを定めており、この規定に基づき、住民の皆様の安全、安心を確保するため、適切に情報

共有することとしております。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　総合政策部グローバル戦略推進監大矢邦博君。

○総合政策部グローバル戦略推進監大矢邦博君（登壇）初めに、外国人地域おこし協力隊についてでありますが、今年度、新たな取組として三つの振興局で実施するものであり、日本語が堪能な外国人の方を協力隊員として雇用し、管内の各地域で、外国人の方々の日本語学習サポートや日本人住民の皆様との交流機会の創出など、日本人と外国人との橋渡し役を担ってもらうことを目的とするものでございます。

募集に当たっては、運転免許の保有を雇用の要件としていたほか、道の協力隊ポータルサイトや民間の移住交流サイトを通じた告知が中心でございまして、外国人の方々に必要な情報が十分に届かなかったことも応募が伸びなかった要因と考えてございます。

今後は、運転免許について、雇用後の取得でも可能とするほか、外国人コミュニティーへの個別訪問による周知依頼や、民間の外国人専用の求人サイトで情報発信するなど、要件を緩和、告知方法も改善し、より多くの外国人の方々に多文化共生の地域づくりに関わる機会を知ってもらい、必要な人材確保につなげてまいります。

次に、在住外国人への情報伝達等についてでありますが、外国人の方が地域の一員として安心して暮らすためには、行政から必要な情報を確実に届けるとともに、日頃から地域とのつながりを持ち、災害時にも支え合える環境をつくることが重要でございます。

道では、これまで、外国人相談センターを通じ、多言語による情報発信や相談対応を行っているほか、交流を通じて学ぶ日本語教室や、外国人の方の母国料理やスポーツの体験会など、地域に住む外国人と日本人が一緒に企画、運営するイベントの開催を支援いたしますとともに、こうした積極的な交流をまとめた事例集を作成し、市町村や国際交流団体に配付するなど、全道への展開を促してきたところでございます。

道といたしましては、これまでの取組を基盤として、市町村や関係団体はもとより、地域で活動する外国の方々の協力も得ながら、多様な主体の連携の下、住民一人一人が、国籍を問わず、互いを理解、尊重しながら地域全体で支え合う地域づくりを進めてまいります。

○副議長梶谷大志君　保健福祉部長竹澤孝夫君。

○保健福祉部長竹澤孝夫君（登壇）初めに、新たな地域医療構想の策定についてでございますが、国が示したガイドラインでは、来年度上半期を目途に、急性期医療を確保できる構想区域の設定を検討するとともに、令和10年度末までに新たな地域医療構想を策定することとされており、構想区域につきましては、人口20万人以上を基本としつつ、受療動向や交通アクセス、医療資源の状況などを踏まえ、柔軟に設定することとされております。

現在、北海道総合保健医療協議会において、人口推計や受療動向、診療実績等をお示しし、２次医療圏の実情も踏まえ、構想区域の設定などについて御意見をいただいているところであり、道といたしましては、各圏域に設置している地域医療構想調整会議における協議を基本としつ

つ、必要に応じ、地域の方々との意見交換の場を設けるなどして、地域での協議を重ねながら、新たな構想の策定に取り組んでまいります。

次に、構想区域の考え方についてでございますが、大都市型の地域では、手術や救急搬送の受入れを行う医療機関が多く存在しているものの、区域内の一部地域に医療機関が集中するなど、医療資源の偏在により、区域内で課題が生じる場合もありますことから、国のガイドラインでは、必要に応じて区域設定の見直しを検討することとされております。

札幌圏域は、人口が230万人以上で、医療機関数も多く、圏域外から多数の患者が流入するなど、受療動向も特徴的なことから、地域の実情を踏まえて区域の在り方を検討する必要があり、今後、札幌圏域の地域医療構想調整会議のほか、市町村や医療関係者の御意見も十分に伺いながら、構想区域の設定について検討してまいります。

○副議長梶谷大志君　農政部長鈴木賢一君。

○農政部長鈴木賢一君（登壇）生産者の方々の所得確保についてでございますが、米の価格は長年にわたり低迷が続いてきましたが、昨年の急激な高騰により米離れが危惧される中、本年４月、いわゆる食料システム法に基づき、米の生産から小売までの費用を見える化するためのコスト指標が作成されたところであり、このことは、消費者と生産者の方々の双方が納得する適正価格の形成に向けた取組の第一歩と認識してございます。

道といたしましては、北海道米の適正価格の形成に向けて、生産から流通、消費に至るまでの関係者の方々が、生産コストや流通実態、消費動向などを相互に理解することが重要と考えており、今後とも、関係者の方々による意見交換などを通じた北海道米への理解醸成を図るとともに、生産の省力化や低コスト化をはじめ、品種改良や国内外における北海道米のブランド力強化を進めるなど、生産者の方々の所得向上にも取り組んでまいります。

○副議長梶谷大志君　農政部食の安全・みどりの農業推進監野口正浩君。

○農政部食の安全・みどりの農業推進監野口正浩君（登壇）道産農産物などの輸出拡大についてでありますが、少子・高齢化などにより国内の食料需要の減少が見込まれる中、本道農業・農村が持続的に発展していくためには、道産農産物や加工品の輸出を促進し、農業者や食品事業者の方々の所得向上を図っていくことが重要であります。

このため、道としましては、第３期北海道食の輸出拡大戦略に基づき、引き続き、関係機関・団体と連携し、輸出先の品質基準を満たした農産物の生産体制の構築や加工施設の整備とともに、海外のどさんこプラザを活用したマーケティングや、現地ニーズを捉えた商品開発、プロモーションへの支援を行うほか、欧州や米国などの新たな市場の開拓にも取り組むなど、北海道の食ブランドの一層の向上を図りながら、道産農産物や加工品のさらなる輸出拡大を推進してまいります。

○副議長梶谷大志君　木葉淳君。

○30番木葉淳君（登壇・拍手）（発言する者あり）再質問いたします。

安心して暮らし続けられる北海道、ＰＦＡＳ対策について、まずは、調査項目の見直しについ

て伺います。

問題は、ラピダスの本格稼働を目前にして、現在の道の対応で十分なのかということです。

先ほどの答弁では、道は、現在、ＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ、ＰＦＨｘＳの３種類について調査し、ラピダス社からの聞き取りや、協定に基づく報告によって対応しているということでした。

しかし、これでは、ラピダス社の半導体製造には使わないものを調べ、国が規制したもので問題が生じれば対応するという、言わば後手の対応にとどまってしまいます。

熊本県が公表している最新のモニタリング結果では、ＰＦＡＳについて、国の規制だけを待つのではなく、県民の関心の高まりを受け、独自にＰＦＢＳ、ＰＦＢＡ等のＰＦＡＳ類40物質を調査対象に加えています。

また、熊本県知事は、規制対象外のＰＦＡＳについても、住民の生活に対してマイナスのことが起きるのであれば、予防的なものも含め、しっかりやるべきだという考えを示しています。

北海道と熊本県では事情が違うことは承知しています。しかし、北海道において、ラピダスという大規模な半導体製造拠点が本格稼働し、その排水が流れる千歳川の下流には、千歳川の水を水道水源として利用している地域があります。

そうであれば、国が新たな規制を設けてから調査項目を追加するのではなく、道として、ラピダスの本格稼働前から、熊本県のように必要なＰＦＡＳを幅広く把握するための独自調査を行うべきではないでしょうか。

本格稼働を前に、北海道として、熊本県同様、独自調査を実施する考えがあるのか、ないのか、知事に伺います。

次に、現像液の全量回収についてです。

知事は、これまで、地域との共生、環境と経済の好循環を掲げてこられました。地域との共生は、企業から、ＰＦＡＳは使用していない、現像液等は全量回収すると説明を受け、道がそれを聴取、聞き取りの確認ということだと思うのですけれども、それだけで大丈夫なのでしょうか。大丈夫ですか、大丈夫ですよ、聴取だけでは、やはり地域の住民は不安ではないでしょうか。

道として、現地を確認する必要はないでしょうか。道がすべきは、住民が安心できるよう監視し、その結果を示していくことではないでしょうか。

先ほどの答弁であった、今年度の地域説明会で、ラピダスの環境面についても説明とのことですから、であれば、環境面について、ここまでやっているから、どうぞ安心してくださいという、道民に対して具体的な姿勢を示すべきです。

使用可能性のある現像液、関連有機溶剤の全量回収の確認・監視体制を一段強化する考えがあるのか、知事に伺います。

次に、情報公開についてです。

原則公開という考え方という答弁でしたけれども、やはり、情報公開条例に基づき、個別案件ごとに判断するとのことですが、私が伺っているのは、個別の開示請求の適否ではありません。ラピダスの量産開始を前に、千歳川の下流に位置する江別市などの住民の生命や健康に関わる情

報について、企業秘密とは切り分けて、どこまで積極的に公開していくのかという、道としての情報公開の姿勢について伺っています。

例えば、事故や異常が発生した場合の関係自治体への連絡基準や連絡体制、排水監視方法、基準を超えた場合の対応など、企業の製造技術や営業上の秘密とは性質が異なるものです。

江別市議会からも、協定書の情報公開を求める意見書が全会派一致で採決、提出されています。

企業秘密に当たる部分は保護する一方、住民の生命、健康や環境の安全確保に関わる情報については、可能な限り積極的に公開するという考え方を明確にして、量産開始を前に、現在黒塗りになっている協定書についても、改めて公開できる部分がないか見直すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

安心して暮らし続けられる北海道について、多文化共生です。

先ほどの答弁では、外国人地域おこし協力隊については、外国人に必要な情報が十分に届かなかったことを課題として認識し、今後、要件、告知方法等を改善するとのことでした。外国人キーパーソン制度については、明確な答弁はなかったというふうに思います。

私は、外国にルーツを持ち、その経験や文化、人的ネットワークを地域づくりに生かしていただくことに意義と効果があるというふうに考えます。

そこで、外国人キーパーソン制度を創設する知事の認識を伺うとともに、日本国籍を取得した外国ルーツの方についても、地域おこし協力隊として、活動内容や地域との関係性などを踏まえて、応募できるように要件を緩和していくべきというふうに考えますが、いかがでしょうか、答弁を求めます。

次に、持続可能な農業政策について。

知事は、本年４月の記者会見で、米のコスト指標について、コストが可視化されることによって適切な価格形成につながることを期待すると述べる一方、知事として、幾らが妥当だということは言及しないと答えています。

確かに、米の販売価格を行政が一律に決めることは難しいと思います。今回示されたコスト指標は、あくまで米の生産から販売までに要する費用を見える化するための指標であり、それ自体が農業者の所得や再生産を保障するものではありません。実際、国も、この指標を生産者と事業者との価格交渉に活用するものと位置づけています。

そうであるならば、北海道の稲作農家が、この指標を基に適正な価格で取引ができているのか、そして、価格によって本当に再生産可能な所得を確保できているのかを、本道の農業を所管する道が把握して、必要な対策を講ずることが重要ではないでしょうか。

知事は、これまで、再生産可能な所得を確保し、将来にわたって安心して営農を続けられるように取り組むと繰り返し答弁されています。

北海道として、米のコスト指標を単に価格交渉の材料として周知するだけではなく、北海道の稲作経営において、実際に再生産可能な所得が確保されているのかを検証し、その結果を今後の

政策に反映させる考えはないのか、伺います。

また、北海道は全国有数の米の主産地です。地域農業や農村の維持、さらには、北海道が担う食料安全保障にも関わる問題です。

再生産可能な所得を確保するという知事の言葉を理念にとどめず、北海道の米農家が10年後、20年後も米をつくり続けられる具体的な政策につなげていくべきと考えますが、知事の決意を伺います。

再々質問を留保して、再質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長梶谷大志君　知事。

○知事鈴木直道君（登壇）木葉議員の再質問にお答えいたします。

最初に、ＰＦＡＳの調査項目についてでありますが、道では、千歳市と連携して実施をしている千歳川でのモニタリング調査項目に、製造、輸入等が原則禁止され、国が水環境中の測定方法を定めているＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ、ＰＦＨｘＳの３種類の規制ＰＦＡＳを設定しており、その他のＰＦＡＳも含め、国に対し、健康影響の知見の集積や評価指標の早急な検討などを要望しているところでございます。

道としては、今後、熊本県が調査している規制対象外のＰＦＡＳも含め、国が指針値を設定するなど新たな対応を示した場合、千歳市とも協議の上、必要な見直しを検討してまいります。

次に、現像液等の全量回収についてでありますが、ラピダス社では、法令などでの規制はないものの、周辺環境に配慮した会社独自の取組として、ＰＦＡＳの含有の有無にかかわらず、その可能性のある現像液等を全量回収することとしています。

道としては、同社に対し、こうした独自の環境保全対策が適切に実施されるよう求めるとともに、対応状況の聴取のほか、現地確認なども含め、住民の皆様の安全、安心を確保するため、適切に対応してまいります。

次に、情報開示についてでありますが、道では、情報公開条例に基づき、公開を原則としていますが、法人等の事業運営上の地位などが不当に損なわれないよう不開示に関する要件を規定している一方で、その場合であっても、人の生命、身体、健康または生活の保護のための公益上の必要があると認められるときは、開示するものとしています。

このため、公文書の開示、不開示の決定等に当たっては、条例の規定などを踏まえ、個別の案件ごとに判断しているところであり、今後とも、制度の適切な運用に努めてまいります。

次に、多文化共生についてでありますが、来道した外国人の方々が地域社会の一員として安心して暮らすためには、市町村や関係団体の皆様はもとより、地域で活動する外国人の方々の協力も得ながら、多様な主体が連携し、地域全体で支え合うことが重要であり、道としては、今後とも、こうした考えの下、多文化共生の取組を進めてまいります。

また、外国人地域おこし協力隊については、要件緩和や告知方法の改善により、必要な人材の確保を図るとともに、今後の協力隊員の皆様の活動状況を踏まえながら、必要な検討を行ってまいります。

最後に、今後の米政策についてでありますが、道では、北海道米の適正価格の形成に向けて、生産から流通、消費に至るまでの関係者の方々が、生産コストや流通実態、消費動向などを相互に理解することが重要と認識しています。

道としては、今後とも、関係者の方々による意見交換等を通じ、北海道米への理解醸成を図るとともに、農業基盤整備や共同利用施設の整備による生産性の向上をはじめ、国内外における北海道米のブランド力強化を進めるなど、生産者の皆様が再生産可能な所得を確保し、将来にわたって安心して営農が継続できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　木葉淳君。

○30番木葉淳君（登壇・拍手）（発言する者あり）再々質問いたします。

知事は、これまで、道民の皆様の安心、安全のためとして、千歳川のモニタリングを行う考えを示してきました。また、今年度の道政執行方針でも、重点施策の柱として、安心して暮らし続けられる北海道と掲げています。

しかし、今回の答弁では、規制対象外のＰＦＡＳについては、国が新たな対応を示した場合に必要な見直しを検討するとのことでした。つまり、国が規制しなければ、道として独自に調査対象を広げる考えはないということなのでしょうか。

私は、これは、安心して暮らし続けられる北海道という知事の掲げる理念と、実際の対応が離れてしまっているのではないかというふうに思います。

特に、今回は、ラピダスという大規模な半導体工場の本格稼働を目前に控えています。しかも、その排水先となる千歳川の下流には、江別市など、千歳川を水道水源として利用している地域があるのです。そうした状況で、住民の健康への影響が懸念されている物質について、国が規制してから調査するという姿勢で本当に十分でしょうか。

知事は、未来を見据えた挑戦ともおっしゃっています。であれば、国の規制を待つのではなくて、北海道自らが必要性を判断し、予防的に調査することこそ、未来を見据えた行政ではないでしょうか。

国が規制していないＰＦＡＳであっても、道民、とりわけ千歳川下流の住民の生命や健康を守るために必要だと道が判断した場合には、国の対応を待たず、北海道独自の判断で調査対象に加える、知事はこの考え方を明確に認めることができるのか、伺います。

次に、情報公開についてです。

知事は、情報公開について、条例に基づき、個別に判断すると答弁されました。しかし、これまでの、私は、知事自身の、安心して暮らし続けられる北海道という考え方を確認したいと思います。

企業の営業上の秘密を守ることは当然です。しかし、住民の生命、健康、環境の安全に関わる情報まで、企業側の利益を優先して非公表とするのであれば、道民の安心につながるでしょうか。

江別市議会から、先ほども申し上げたように、協定書の積極的な情報公開を求める意見書が全会派一致で提出されているのです。これは、単なる情報公開請求の問題ではなく、江別市民の安全、安心に関わる問題です。

知事は、道民の安全、安心を守る責任を負う立場です。ラピダスの企業秘密を守ることと、道民の生命、健康に関わる情報を公開することは両立できるのではないでしょうか。

そして、量産開始を前に、現在黒塗りとなっている協定書について、企業秘密に該当しない部分を含め、住民の安全、安心を確保する観点から、改めて公開可能な部分がないのか、道として主体的に見直す考えはないのか、安心して暮らし続けられる北海道を実現する責任を負う知事として、国や企業の判断を待つのではなく、北海道独自の判断で住民の安全を最優先する姿勢を示していただきたいと思います。

知事の見解を伺い、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長梶谷大志君　知事。

○知事鈴木直道君（登壇）木葉議員の再々質問にお答えいたします。

最初に、ＰＦＡＳ調査についてでありますが、道では、国に対し、ＰＦＡＳに関する知見の集積や情報提供の充実、公共用水域等に係る評価指標の早急な検討などについて要望しているところであり、基準となる指針値の設定など、国が行っている科学的根拠に基づく対応策の検討状況を踏まえ、適切に対応してまいります。

次に、情報開示についてでありますが、道では、公文書の開示、不開示の決定等に当たっては、情報公開条例に基づき、個別の案件ごとに判断し、公開を原則とした上で不開示に関する要件を規定しておりますが、その場合であっても、公益上の必要があると認められるときは開示するものとしており、今後とも、本条例の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○副議長梶谷大志君　木葉淳君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後２時56分休憩

午後３時21分開議

○議長伊藤条一君　休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ会議時間を延長いたします。

休憩前の議事を継続いたします。

戸田安彦君。

○16番戸田安彦君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従い、順次質問をいたします。

災害に強いまちづくりについてであります。

９月12日、十勝岳では、噴火警戒レベルが３に引き上げられ、知事を本部長に北海道災害対策連絡本部を設置し、災害対応に当たっておられる職員の皆様、大変お疲れさまでございます。

最近も、北海道各地において、記録的な短時間大雨により、各地域で床下浸水、床上浸水、土砂災害などの被害が続出しております。

北海道は、地震、津波、豪雨、土砂災害、火山噴火、暴風雪など、様々な自然災害のリスクを抱えております。特に、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波については、一たび発生すれば広範囲に甚大な被害が及ぶことが想定されており、道としても、これまで以上に実効性のある防災・減災対策を進めていく必要があります。

また、近年は、気候変動の影響などにより、これまで経験したことのないような大雨や大雪などへの備えも求められています。

今年は胆振東部地震から８年が経過し、９月５日には北海道胆振東部地震厚真町追悼式が行われました。

この地震で特に被害が大きかった厚真町、むかわ町、安平町の３町は、発災から８年が経過し、ハード面の復旧は進んできましたが、まだまだ森林再生や美しい景観、心のケアなどの課題が山積しているのが現状であります。

厚真町の宮坂町長がおっしゃっていました。復旧、復興から未来創生に向けて進んでいくと。しかし、一つの自治体では限度があります。北海道や国の支援も必要と考えます。

私は、災害に強いまちとは、単に堤防や防潮堤を整備することだけではなく、災害が起きても、住民の命と暮らしを守り、速やかに地域機能を回復できるまちであると考えます。

私の地元には有珠山があり、前回の噴火から25年がたったところであります。伊達市、洞爺湖町、壮瞥町では、計画にのっとり、毎年、防災訓練や避難訓練などを行い、次の噴火への備えや住民意識の高まりを進めています。

また、昨年のカムチャツカ半島地震のときは、太平洋沿岸を中心に津波警報が発表され、自動車などの渋滞も確認されたところであります。

各市町村は、火山噴火や地震、津波など、様々な災害時に備えて防災計画や避難計画を策定していると思いますが、災害に強く実効性のある防災・減災対策を推進するため、道と市町村の連携について、道の見解を伺います。

防災庁地方拠点の設置についてであります。

国は、防災庁を11月に発足予定としています。防災庁は、日本における災害対策の司令塔として、平時からの事前防災や大規模災害時における政府全体の総合調整を担う行政機関と聞いていますが、地方拠点の設置について、道の見解を伺います。

次に、障がい者支援についてであります。

障がいがある子どもと家族が道内各地で地域住民らと交流する、いけまぜ夏フェスが30年を迎えました。また、北海道手をつなぐ育成会全道大会が、71回目の開催が予定されています。

障がいのある方が、障がいの有無によって生活の選択肢を狭められることなく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる北海道を実現するため、障がい者支援について伺っていきます。

北海道は、広大な面積を有し、都市部と地方部との間には、医療、福祉、交通、就労などのサービスへのアクセスに大きな地域差があります。特に、人口減少や過疎化が進む地域では、障がい福祉サービス事業所の人材確保が困難となり、事業所そのものの維持が難しくなっている地域もあります。このままでは、小さな事業所はやっていけないとの意見も聞いております。

障がいのある方にとって、住みたい場所に住むという当たり前の選択が、地域によっては難しい状況にあるのではないでしょうか。

北海道は、障がいのある方の権利擁護と暮らしやすい地域づくりを目的として、北海道障がい者条例を制定し、また、障害者差別解消法に基づく取組も進めています。しかし、制度が整っていることと、障がいのある方が実際に暮らしやすいと感じられることは、必ずしも同じではありません。

北海道内の障がい福祉サービスにおける地域間格差について、道の所見を伺います。

厚生労働省は、今年の４月に就労継続支援Ｂ型事業所などにおける在宅支援の不正・過剰利用を防ぐため、全国の自治体に対して指導の徹底を求める通知を出しました。不適切な事業者が増え、指導を徹底することは大切なことではありますが、真面目に福祉事業に取り組んでいるところにも不利益が出ないのか、心配をしています。

この指導の徹底について、道の所見を伺います。

また、障害者手帳についてですが、法改正によりカード化が可能になりました。カードにしたいという意見も聞きますが、道の所見を伺います。

次に、アイヌ文化の伝承についてであります。

アイヌ文化の復興には、文化の中心となる言葉の継承も重要であります。言語消滅という言葉がある中で、アイヌ語もその危機に瀕しているのではないかと危惧しています。

公益財団法人アイヌ民族文化財団では、小中学校にアイヌの副読本を配付しており、言語の継承に寄与することが期待されています。

先月、アイヌ施策担当大臣が来道した際に、平取町を訪れ、国の伝統的工芸品に指定されている二風谷アットゥシというアイヌの織物を扱う工房で、後継者の育成などに関して意見交換を行ったとの報道がありました。

樹皮の繊維から糸をつくり、それを織り上げ、布にしていくまでの伝統技法は、工程も多く、担い手育成のためにはしっかり育てていく体制と長い期間が必要と考えています。道内の各地でそれぞれ育み、受け継がれてきたアットゥシをはじめ、木彫りや刺しゅうなどの伝統技術を若い世代に伝え、育成する取組に力を入れている地域があることも、もちろん承知していますが、より多くの人たちに興味を持ってもらい、アイヌ工芸品の作り手になりたい、さらには、これで生計を立てていきたいと、職業として選択する人を増やしていくことも重要と考えます。

アイヌ文化の魅力を広く伝えながら、アイヌ文化の未来を支える基盤づくりに向け、道としてどのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

次に、持続可能な観光についてであります。

道内への訪日外国人旅行者、いわゆるインバウンドについて伺います。

先般、シンガポールにて、ＩＲ、旅行博、ギャンブル依存症などについて視察をいたしました。

旅行博では、こう言われました。北海道に来てほしいとお願いされても、北海道から来てくれるのですかと。調べてみると、シンガポール人のパスポート取得率は50％から70％であるのに対し、北海道民のパスポート取得率は10.9％でした。

今後、経済、教育、観光など国際交流を進めていくためには、道民のパスポート取得率をもっと上げて、双方の交流につなげなければならないと考えます。

本道を訪れる外国人観光客は、急速に増加しております。令和７年には、新千歳空港の旅客数が過去最高となり、道内訪日客は過去最多の330万5400人との発表がありました。これは、北海道にとって大きな経済機会であります。

しかし、その一方で、観光客が札幌をはじめとする道央圏に集中する地域偏在、夏や冬など特定の時期に集中する季節偏在、宿泊施設や交通を支える人材不足、観光地での混雑やマナー違反など、受入れ側の課題も顕在化しております。

観光客が増えることそのものを目的とするのではなく、観光客の増加が道民の暮らしの豊かさや地域経済の発展に結びついているのかという視点が、これからますます重要になると考えます。

インバウンド需要の増加について、現在での道の課題と対策を伺います。

ＩＲについてであります。

シンガポールでのＩＲの視察では、国際的な観光規模を目の当たりにしてきました。現地で見て、初めて分かることがあります。知事をはじめ、多くの人にＩＲを見てほしいと思いました。どのＩＲ施設も活気があり、熱気にあふれていました。

北海道のＩＲを考えるのであれば、単にカジノを中心とした施設を誘致するという発想ではなく、北海道全体の観光政策、ＭＩＣＥ、食、文化、スポーツ、自然、アドベンチャートラベル、さらには、道内各地域への周遊を生み出す観光のハブとしてどう設計するかが重要だと考えます。

北海道らしいＩＲについて、道民の皆様へ分かりやすい情報発信が大切だと考えますが、道の所見を伺います。

ジオパーク観光についてであります。

北海道には、洞爺湖有珠山、アポイ岳、白滝、三笠、とかち鹿追、十勝岳の六つの日本ジオパークがあり、このうち洞爺湖有珠山とアポイ岳はユネスコ世界ジオパークに認定されていて、さらに、大雪山カムイミンタラ地域においても日本ジオパーク認定を目指した取組が進められています。

ジオパークを管理運営している地域の自治体は、予算や活動計画、地域の協力形成など、大変苦労していると聞いております。

私は、こうしたジオパークを単なる地質、地形を学ぶ場所として捉えるのではなく、北海道の自然、歴史、文化、食、産業をつなぐ観光資源として、さらに大きく活用すべきと考えます。

道では、ジオパークの総合的な情報発信や北海道のジオストーリーの発信、道内ジオパークを周遊する仕掛けづくり、ガイド育成などを進めていることは承知しています。ユネスコ世界ジオパークという国際的なブランドを持つ洞爺湖有珠山、アポイ岳をはじめ、北海道には世界に発信できる地域資源があります。特に、自然、地質、アウトドア、食文化を組み合わせたジオツーリズムは、欧米をはじめとする海外市場との意識も高いと考えます。

道の観光プロモーションにおいて、ジオパークを世界ならではの体験として位置づけ、北海道ジオパーク観光のブラッシュアップにつながればよいと考えますが、ジオパーク観光の誘客について、道の所見を伺います。

最後に、Ｊリーグキャンプについてであります。

本年から、Ｊリーグは、これまでの２月開幕から８月開幕へと開催時期を変更し、いわゆる秋春制へ移行いたしました。これに伴い、各クラブの開幕前キャンプも夏季に行われることになり、暑さの厳しい本州に比べ、冷涼な気候を有する北海道にとって、これまでにない大きな誘致機会が生まれたものと認識しております。

道においても、関係市町村との連絡会議や各クラブへのプロモーション、キャンプ地としての北海道の魅力を発信するイベントなど、誘致に向けた取組を進めてきたところであります。その結果、本年は、Ｊリーグの12クラブが道内各地で夏季キャンプを実施することとなりました。これは、北海道の気候や自然環境、施設、食などが、プロスポーツのキャンプ地として評価された成果であり、スポーツ振興のみならず、地域の観光や経済の活性化という面からも、大変意義のある取組であると考えます。

一方で、今回のキャンプ誘致を一過性の取組に終わらせるのではなく、今後、北海道の新たな夏の観光コンテンツとして定着させていくことが重要であります。特に、キャンプに伴う宿泊、飲食、交通、観光などの消費を地域経済につなげるとともに、練習見学や選手との交流、子どもたちを対象としたサッカー教室などを通じて、地域住民がプロスポーツを身近に感じる機会を増やしていくことが必要であります。

また、クラブのサポーターやファンが、キャンプ期間だけではなく、その後もキャンプ地を訪れるような仕組みづくりをつくることができれば、スポーツを核とした関係人口の創出にもつながるものと考えます。

苫小牧市では、Ｊ１リーグ名古屋グランパスの夏季キャンプについて、宿泊や飲食などへの経済波及効果が１億4500万円との試算を示しました。

私もＦＣ東京の合宿にボランティアとしてお手伝いをしたのですが、練習試合があるときは、サポーターの方が、地元のホテルがいっぱいで、遠くのホテルに宿泊を取ったという声も聞きました。

本年、道内各地で実施されたＪリーグ夏季キャンプについて、道として、その経済波及効果や

地域住民との交流、観光振興などの成果をどのように認識しているのか、お伺いいたします。

さらに、今年キャンプを実施したクラブとの関係を一過性のものとせず、継続的なキャンプ誘致につなげるとともに、新たなクラブの誘致を進めるため、今後、道としてどのような戦略を持って取り組んでいくのか、道の所見を伺い、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）戸田議員の質問にお答えいたします。

最初に、防災庁の地方拠点についてでありますが、本年７月に防災庁設置法が公布され、国では、本年中の防災庁本庁の設置を目指すとともに、その後、地方機関である防災局の設置について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や南海トラフ地震に対し、地域における事前防災の推進などの観点から具体的に検討していくと承知をしています。

防災局の設置は、防災機能の強化充実といった効果が期待されることから、先日、私から、担当大臣へ、防災局に求められる機能や要件を整理、検討するとともに、広域に及ぶ大規模災害に備え、政府の業務継続性や迅速な被災地支援体制の構築等の観点から、北海道への設置について要望したところであり、引き続き、関係市町の方々などとも連携し、必要な対応を進めてまいります。

次に、障がい福祉サービスの確保についてでありますが、道内の障がい福祉サービス事業所数は、障害者総合支援法の施行以降、着実に増加しておりますが、サービスの種類や地域によって状況に相違が見られることから、地域の均衡に配慮した基盤整備を進めることが重要です。

このため、道では、グループホーム等障がい福祉サービスの施設整備に当たって、圏域の充足率の低い施設を優先するとともに、過疎地域などにおいてもサービス提供体制を確保できるよう、適正なサービス報酬の設定を国に要望してきたところであります。

今年度は、ほっかいどう障がい福祉プランの中間見直しを進める中で、サービスの実施主体である市町村に対し、地域の状況等を踏まえた適切なサービス見込み量を設定するよう助言するなどして、障がいがある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障がい福祉サービス提供体制の確保に取り組んでまいります。

次に、ＩＲの道民理解についてでありますが、道では、さきにお示しした基本的な考え方改訂・案において、北海道ＩＲのコンセプトとして、明瞭な四季と豊かな自然に囲まれたリゾート型ＩＲと設定し、各地での滞在価値の提供による全道で一つのＩＲ形成や、半導体など成長産業をはじめとするビジネス旅行の需要を取り込み、北米、欧州とアジア・太平洋地域の交流ハブを目指すといった北海道の特性を生かしたＩＲの方向性をお示ししているところであります。

道としては、道民の皆様に、ＩＲが立地することによる道内各地への経済効果や社会的影響対策といった課題など、メリット、デメリットの両面をお示ししながら御理解を促進していくことが重要と考えており、北海道ＩＲの具体化となる基本構想に向けた市町村や事業者の方々との検討状況について、道民の皆様に、説明会等の開催を通じ、御意見をお伺いするなど、ＩＲに関する理解を深めていただく取組を進めてまいります。

最後に、Ｊリーグのサッカーキャンプについてでありますが、本道の冷涼な気候や練習環境などを背景に、Ｊリーグの秋春制への移行に伴い、本年は道内の９市町で12チームがキャンプを実施し、道内外から多くのファンの皆様が訪れたところであります。

道では、サッカーへの関心を高め、キャンプの受入れ機運を醸成するため、サッカーの魅力を伝えるイベントや子どもたちとの交流事業を実施したほか、地元市町や団体においてもサッカー教室、講演会が開催されるなど、キャンプの実施を通じて、スポーツの振興はもとより、観光振興や地域活性化にもつながったところであります。

道としては、広域的な受入れ体制や練習試合環境の確保など、今回のキャンプを通じて把握した課題を踏まえ、今後、受入れを希望する市町村や関係機関の方々とのさらなる連携を図り、キャンプ適地としての本道の優位性について、チーム同士の人的ネットワークも生かしながら効果的にプロモーションを実施するなど、さらなるキャンプの拡大に向け、積極的な誘致活動に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　総務部危機管理監髙山圭一君。

○総務部危機管理監髙山圭一君（登壇）防災対策における市町村との連携についてでありますが、近年、風水害の発生が頻発化、激甚化するとともに、海溝型の巨大地震や火山噴火の発生が懸念されており、災害に備え、道と市町村が適切に役割を分担し、連携していくことが重要です。

道では、毎年、地域防災計画等を見直し、これを踏まえ、修正を行う市町村の計画についても整合性が図られるよう必要な助言を行っているほか、市町村の防災訓練へ知見を有する道職員を派遣することや、地域防災リーダーを養成するための講師派遣などの支援を実施しています。

道としては、今後とも、市町村の計画や取組に対する必要な調整、支援を行うとともに、市町村や防災関係機関と緊密に連携しながら、実践的な訓練を積み重ね、防災教育の充実強化を図るなど、地域防災力の向上に取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　保健福祉部長竹澤孝夫君。

○保健福祉部長竹澤孝夫君（登壇）初めに、就労継続支援事業所への指導についてでございますが、障がいのある方の自立した地域生活を支えるためには、本人の希望や、障がいの特性に応じた就労支援の提供が必要であり、就労継続支援事業所が適正に運営されることは大変重要であります。

道では、これまで、定期的な実地指導に加え、不正の疑いがある場合に速やかな監査を行ってきましたほか、今年度は、他県等で不適切な運営が見られた在宅就労に関し、国の通知が発出されたことを踏まえ、道独自のチェックリストを活用した確認を徹底することとしております。

一方で、国の社会保障審議会では、指導強化により、真に必要な方の利用が制限される懸念が示されておりますことから、道といたしましては、引き続き、国の動向を注視し、道の障がい者

施策推進審議会の御意見を伺いながら、指導監査の充実と事業所の質の確保について検討してまいります。

次に、障害者手帳についてでございますが、障害者手帳には、法令で規定されている身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳のほか、国の通知に基づき、知的障がいがある方に交付する療育手帳の３種類があり、現在は全ての種類でカード形式の交付も可能となっているところでございます。

当事者からは、持ち運びのしやすさ等から手帳のカード化の早期導入を望む声がある一方で、カード化した場合、各種手続のために提示する際に全ての情報が確認できるため、関係者に住所等が知られることへの懸念から、現行制度を希望する方もいるなど、様々な意見が寄せられているところでございます。

道といたしましては、手帳の形状ばかりでなく、手帳を提示することで適用される各種公共料金の減免制度の統一化を進めることが重要と考えており、障がいのある方にとって、よりよい手帳制度が全国一律で実施されるよう、引き続き、国に要望してまいります。

○議長伊藤条一君　環境生活部アイヌ政策監髙見里佳君。

○環境生活部アイヌ政策監髙見里佳君（登壇）アイヌ文化の伝承についてでございますが、アイヌの方々が長い年月をかけて培ってきた伝統文化は、民族としてのアイデンティティーの基盤であり、次の世代に継承し、将来に向けて創造、発展していくことが重要であります。

道では、これまで、道内外の高校等を対象に、アイヌ工芸家の出前講座やインターン研修を実施し、未来の担い手の育成に努めるとともに、イベントでの工芸品の展示やＰＲを通じて、アイヌ文化の魅力の発信と地域の伝承活動の活性化に取り組んでまいりました。

さらに、今年度は、安定的に製作活動を行える環境づくりを支援するため、若手工芸家が製品開発やマーケティングを学び、テスト販売まで行う講座を実施するとともに、直接、多くの皆様に工芸品の魅力を伝え、技術を継承する姿を見ていただくため、定期的に、実演や展示販売の機会を設けるなど、各般の施策を効果的に展開しながら、アイヌ文化への興味、関心を高め、担い手の確保と育成に努めてまいります。

○議長伊藤条一君　経済部観光振興監後藤知佳子君。

○経済部観光振興監後藤知佳子君（登壇）初めに、インバウンド需要の増加についてでございますが、令和７年度観光入込客数調査によりますと、訪日外国人来道者の宿泊客延べ数の７割以上が道央圏に、５割以上が12月から３月にかけての冬期に集中し、地域や季節への偏在が課題となっており、本道観光の持続可能な発展に向けては、その需要平準化を図ることが重要と認識しております。

このため、道では、地域偏在の解消のために、本道へのリピーターが多い韓国、台湾や、長期滞在で道内の周遊が期待できる欧米などに向けては、全道各地域の特色ある観光資源や体験の魅力を発信するとともに、季節偏在の解消のためには、休暇の時期が道内の閑散期と重なるタイやシンガポールなどに対して、本道の春や秋を楽しむコンテンツを紹介してきたところでございま

す。

道といたしましては、今後も、旅行需要の平準化に向けて、国や地域ごとの特性を踏まえたプロモーションによる全道各地への誘客に努め、道民の地域への愛着や誇りを醸成しながら、地域経済の発展につなげてまいります。

次に、地域資源を生かした誘客についてでございますが、ジオパークは、地球の活動によって形づくられた地形や地質などが、その地域の歴史や暮らしに深く関わったことを示す遺産であり、洞爺湖有珠山やアポイ岳をはじめ、本道の特徴的な自然や地域の魅力を国内外の観光客に伝える上で重要な観光資源の一つであると認識し、第６期北海道観光のくにづくり行動計画において、ジオパークなどを観光資源として活用することを盛り込んだところでございます。

道では、教育旅行のコンテンツとして、道内外の学校に対し、ウェブサイトや専門誌などを通じ積極的に紹介するほか、アウトドアや地域の文化に関心が深い北米などの市場に向け、北海道ならではの体験を提供する商品の造成や情報発信に取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、引き続き、本道の有するジオパークなど魅力ある地域資源を生かし、国内外に向け、戦略的なプロモーションに取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　戸田安彦君の質問は終了いたしました。

宮崎アカネ君。

○35番宮崎アカネ君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

初めに、副首都構想への対応について伺います。

鈴木知事は、８月27日、秋元札幌市長とともに、黄川田内閣府特命大臣と面談し、副首都法の適用に向けた提案、要望を行いました。また、31日には、大阪府の吉村知事と札幌で会談し、副首都に関する連携協力を進める協定を結びました。

しかし、我が会派の代表質問において、副首都の指定要件や財源など、副首都構想の骨組みや制度設計などについて様々な角度から質問してきましたが、政令が出ていないことなどを理由に、先送りの答弁ばかりでした。

本来、副首都とは、大規模災害時などの首都中枢機能の代替を担い、国民の命や財産を守り、国の機能を背負った重要な基幹制度ですが、この間の鈴木知事を見ていると、副首都構想に付随する経済的な効果などが先行し、前のめりになっているのではないかとの懸念があります。

そこで、以下、伺います。

まず、政令の制定や基本方針の施行、副首都の決定など、副首都選定までのスケジュールについて伺うとともに、大阪府や札幌市との連携協力を見据えて、専任組織あるいはプロジェクトチームなどを設置してどのように対応を進めていくのか、また、経済界なども巻き込んだ附属機関や諮問機関など、行政だけではなく、いつから、どのように北海道全体の議論を講じていく考えなのか、所見をお伺いします。

次に、鈴木知事は、大阪府知事や札幌市長と連携協力することを表明していますが、大阪府や札幌市との役割分担や連携実務、相乗効果などを具体的にどのように描き、道民に何がどう直接影響するのかお伺いするとともに、副首都に選定されることで、広大な北海道の末端地域まで、どのような効果やメリット、変化があると考えているのか、道民の皆様に分かるように所見をお願いいたします。

次に、副首都関連法は、大規模災害などで東京圏域での首都中枢機能の維持が困難となった場合に、副首都が代替機能を担うというものです。

しかし、本道は、首都圏域と陸続きではなく、豪雪時の輸送も含めて、有事の際、本州からの大量の物資や人の輸送面などにも不安があります。冬道や津軽海峡を挟む輸送課題についてどのように捉え、どのように解決が図られるものと期待するのか、所見をお伺いします。

また、有事の際の受入れ体制についてどのように描いているのか、併せて所見をお伺いいたします。

次に、事前防災についてですが、近年、日本の災害は頻発化しており、地震に対する不安と、最近の線状降水帯に伴う豪雨は想像を絶する被害をもたらしています。

そこで、災害を予測し、道には北海道強靱化計画がありますが、災害が起きてから直すより、被害を出さないための事前防災に重点を置くべきだと思います。

国は、2026年７月３日に国土強靱化年次計画2026を決定し、北海道も、2026年６月に北海道強靱化計画を修正しています。

特に、北海道では、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波、近年、頻発化する豪雨・土砂災害、そして、インフラ老朽化を一体で考える必要性があります。最優先は、地震、津波、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を前提に、人的被害を最小限にする必要性があります。

そこを踏まえ、以下、お伺いします。

津波避難タワー、避難施設や、高台への避難路整備は急務ですし、全道の学校、庁舎、病院など公的施設の耐震化と、非常用電源・蓄電設備のインフラ整備についても、どの程度整備されているのか。計画では2029年と、３年先となっておりますが、これはもっと前倒しの取組が必要と考えます。

また、豪雨や洪水についてですが、北海道財務局による2025年の道内災害復旧では、災害復旧事業費86億円のうち、83.3億円、97.4％が豪雨によるもので、河川だけでも48.2億円です。被災してから河川を直すから、被災する前に河川を強くするへの転換が重要です。

インフラに対して、特に北海道は、広い、人口密度が低い、冬が厳しいという三重苦があります。したがって、全てのインフラを一律に維持するのではなく、災害時に生命線となるインフラへの予算を集中するという考え方が必要です。

今年開通した音威子府村から中川町の高速道路については、災害や安全性を重視したインフラで、利便性よりも地域を守る道路と考えております。

北海道強靱化の目標を達成するためにも、事前防災に向けた知事の考え方こそが道民の生命、

財産を守ることができると考えますが、今後どのように取り組むのか、お伺いします。

次に、トイレの便器数に係る基準についてですが、女性の社会進出に伴い、社会構造に変化が起きたにもかかわらず、トイレの数は50年前の基準で、修正されても数に疑問を持たれない現状が続いてきました。

令和７年６月に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針2025において、女性用トイレの利用環境の改善に向けた対策の推進が位置づけられました。さらに、同年７月に、女性用トイレにおける行列問題の改善に向けた関係府省連絡会議が開催され、女性用トイレに係る行列問題の改善のための方針も示されました。本ガイドラインは、そのうち、トイレの設置数に係る基準の点検、見直しに対応するものとして、同年11月に「トイレ設置数の基準と適用のあり方に関する協議会」も立ち上がりました。

そのことも踏まえ、以下、質問いたします。

国土交通省が実施したアンケート調査では、トイレの利用に当たって行列に並ばなければならないことに対して、不便、不満、不安を感じていると回答した人の割合は、約10年前の調査と比較して増加または横ばいで、しかも、女性用トイレの行列問題は長きにわたり指摘されています。

構造上の問題や、そもそもトイレに対する認識感の男女の考え方の違いが、今に至るまで改善が進んでいない現状で、使用頻度が少ない和式トイレの必要性も実態把握すべきと考えますが、今後、道の考え方についてお伺いいたします。

また、便器数の実態では、新しいガイドラインの最大のポイントは、男女が同じぐらいいる施設では、女性便器数を男性便器数以上にするという考え方で、海外では既に男性便器よりも女性便器が２倍の国もあります。

今回のガイドラインは、女性が少なくても滞在時間は女性のほうが長い、その実情を踏まえると、数は多いほうが不満の解消の近道と言えますし、男女問わず、誰もが快適に利用できる公共空間で用を足すという行為は、ただの排せつではないと考えるべきではないでしょうか。

そこで、北海道では、観光を地域振興の中核と位置づけ、観光立国・北海道の実現を目指しています。

世界的に日本のトイレの評価は高いですが、今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

次に、都市計画についてお伺いします。

北海道都市計画審議会にて、都市整備や開発、計画道路など、全道に関わる都市機能の意見交換が定期的に行われています。この計画は、これからの将来にわたり持続する計画の審議の場と位置づけられ、実行に向けた足し算、引き算の場と認識しております。

今回、旭川圏都市計画道路の変更で、道路の拡張、縮小、新設の橋の審議がありました。一度決まった計画に、設計変更はなかなか難しいですが、時代に合った計画も必要だと思います。

今年４月から始まった自転車の走行場所は道路。

国土交通省と警察庁では、合同で、安全で快適な自転車利用の環境創出ガイドラインを策定しており、このガイドラインに基づき、歩行者と分離された自転車通行空間の整備を推進しています。道路などの老朽化などで整備が必要にもなってきていますが、計画が車道と自歩道しかない計画に疑問しかありません。

今後、道のインフラ整備に、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの定義が盛り込まれるのか、知事の考えをお伺いします。

次に、地球温暖化による食料問題についてですが、近年、地球の温暖化の進行に伴い、記録的な高温や集中豪雨、干ばつなど、これまで経験したことのない異常気象が国内外で頻発化しています。こうした気候変動は、作物の育成や収穫量に大きな影響を及ぼし、世界的には食料価格の高騰や食料不足につながることも懸念されております。

我が国最大の食料供給地である北海道においても、気候変動による農業への影響は、今後さらに大きくなると予想されています。

今後、これらの課題を解決する有効な手段の一つとして、高温などの環境に強い植物を創出する技術を開発することが掲げられていますが、2022年に、エタノールが植物の高温耐性を高めることを発見したと、理化学研究所が発表しています。

そこで、北海道は、地球温暖化や異常気象、作物の収穫量低下が、将来の北海道の食料供給や食料安全保障にどのような影響を及ぼすと認識しているのか、また、気候変動に対応した品種改良や栽培技術の普及により、安定した農業生産を維持するため、北海道としてどのような対策を講じていくのか、お伺いします。

さらに、エタノール水が植物の高温耐性を高め、収穫量も増えているという結果も出ている観点も踏まえ、今後、北海道の農業の未来をどのように考えているのか、知事の考えをお伺いします。

最後の項目になります。

道立高校の魅力化ですが、北海道教育委員会は、私立高の授業料無償化に関するアンケート結果を先日公表しました。

全道の中学１年生から３年生と私立高の１年生の保護者のうち、６割強が進路選択に無償化の影響があると回答いたしました。また、そのアンケートでは、生徒に比べ、特に保護者の私立志向が高まっていることがうかがえる明らかなこの数字は、私立高の度重なるブラッシュアップの努力のたまものだと思います。

道立高校は、今月、2027年度から2029年度の公立高校配置計画を決定し、再編や学級減は、この無償化で、もしかしたら今後加速するかもしれないという危機感が必要と考えます。

このアンケート結果は、純粋に学校の特色を比較し、検討することができたのは、保護者の経済的負担の問題から脱却できた表れではないでしょうか。生徒が行きたい学校の後押しとなった無償化。道立高校が、今、目覚める転換期と言えます。

そこで、道立高校の魅力化についてお聞きします。

今年度、道内の道立高校で初めてアイスの自動販売機が設置された地元の旭川北高に伺い、導入の経緯や設置後の生徒の反応、問題点などを伺ったが、とても好評で、問題点があるとすれば、購入のスピードが早くて売り切れになり、補充が間に合わないくらいだとのことでした。

今回導入のアイスの自動販売機は、全国で、徐々にだが、導入されており、年々、猛暑、酷暑と言われる中での学校生活に、飲料の自動販売機と同様に、必要な存在だと私は思います。

私立高校は、エアコンも完備され、購買や食堂もある中で、道立高校のエアコン設置には時間もかかり、現在は簡易エアコンがあるだけ、日々の生活のストレスがあるのではないでしょうか。インフラ整備が間に合っていなく、劣悪な環境の中での学校生活に、アイスの自動販売機は生徒のクールダウンと楽しみの一つです。

教育長、道立高校の魅力化の一つとして、アイスの自動販売機を増やしていきませんか。

また、現在は、パンなどの自動販売機も既にあると聞いています。私立高校のような多額のインフラ整備ができない現状を踏まえると、自動販売機の活用は、飲料水やアイス、パンに限らず、多様に使えるアイテムだと思います。道立高校で働く教員に対しても、福利厚生の一環ではないでしょうか。

今後、道立高校の魅力化として、こういった施設整備の面からの選ばれる高校づくりをどう考えているのか、教育長に伺います。

次に、道教委は、地域とつながる高校の魅力化として、校長先生の勤務希望先手挙げ政策を令和２年から進めています。指定された学校に希望を募り、選考された校長が配属になる高校と、校長自ら、学校を指定し、提案目標に向けて学校の特色に取り組んでいることを承知しています。

この政策は７年目となりますが、学校指定の実施校数は９校、自由提案型実施校数は５校と、合わせても14校と少ない気がします。前段のアンケート結果でも、学びたい学科がある、高校卒業後の進路に合った学びが期待できるなどが進路に一定の影響を及ぼしていることを考えると、この取組は、今までの型枠を取り払い、校長の熱意を発揮できる取組だと思います。

今後、この取組の高校をもっと増やすべきだと考えますが、今後の方向性について伺うとともに、現在の自由提案による方式で提案概要の内容に取り組むのであれば、予算を含めた手厚い支援がなければ、この制度で校長になりたいと手挙げできない実態があります。

ここにも、今後どのように取り組むのか、教育長のお考えをお伺いします。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）宮崎議員の質問にお答えいたします。

最初に、副首都についてでありますが、法律上、国においては、副首都が、その機能を十分に発揮することができるよう、国の機関の機能強化や拠点整備、交通施設、都市基盤の整備等、必要な施策を講ずるものとされているほか、法施行後に策定される国の基本方針においても、多重性及び代替性が確保された交通・通信体系の整備などを定めることとされています。

本道は、陸路で本州以南とは接続していないものの、空路、航路、鉄路で接続しており、冬期間の雪への対応を含めて、東京圏から副首都に移動する体制、人員規模等、今後示される政令や基本方針で具体化される内容を踏まえながら、副首都として本道が備えるべき機能や役割などについて検討してまいります。

次に、自転車利用環境の整備についてでありますが、国のガイドラインは、自転車は車両であり、車道通行が大原則という観点に基づき、交通状況に応じて、歩行者、自転車、自動車が適切に分離された空間整備を行うための設計の考え方等を示したものです。

道では、市町村が策定する自転車ネットワーク計画に基づき、国、道警察等の関係機関が連携し、矢羽根型路面標示などの整備に取り組むほか、自転車専用道路として旭川層雲峡自転車道線等の整備を進めてきたところであります。

道としては、引き続き、市町村や国等と連携し、ネットワーク計画に基づく整備を進めるとともに、未策定の市町村に対し、計画策定の促進を図るなど、安全で快適な自転車利用環境の実現に向け取り組んでまいります。

最後に、農業における地球温暖化への対応についてでありますが、近年の夏の高温により、農作物の生育障害に伴う減収や品質低下、家畜の食欲減退や死廃事故の増加など、農畜産物の安定生産に様々な影響が生じていると認識しています。

道では、これまで、農業改良普及センターを通じ、堆肥を活用した土づくりといった基本技術の励行はもとより、高温等の影響の緩和に効果のある栽培技術の普及のほか、農作業中の熱中症対策などに取り組んできたところであります。

道としては、こうした取組に加え、道総研とも連携し、高温等に適応する品種や技術の開発を進めるとともに、高温少雨にも安定した生産を実現する畑地かんがいを整備するなど、気候変動への適応に向け、取組を総合的に推進し、本道が将来にわたり我が国の食料供給地域としての役割を果たしていけるよう取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君。

○総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君（登壇）初めに、副首都に関する取組等についてでございますが、法律上、10月末までに施行日及び指定要件などが政令で定められ、法施行後１年以内に基本方針が策定とされておりますが、副首都の申出の期間や指定の時期につきましては現時点では明らかになっておりません。

副首都の指定要件である地方行政体制につきましては、今後制定される政令を確認する必要がありますが、道と札幌市では、それぞれに専任部署を設け、連絡調整会議を通じ、道と市の役割分担や連携の在り方などについて検討しており、今後とも、連携して情報収集や協議を進めるほか、引き続き、市長会や町村会をはじめ、関係団体の方々の御理解と御協力が得られるよう努め、本道全体で副首都の実現に向けて検討準備に取り組んでまいります。

さらに、大阪府との連携につきましては、双方の企画部門を窓口として、副首都担当や経済担当部局など連携項目ごとに担当部門も定め、協議をしており、必要に応じて、関係企業等にも参画いただきながら、具体的な連携に取り組んでまいります。

次に、大阪府との連携などについてでございますが、大阪府と北海道は、首都中枢機能を補完、代替する機能と、分散型の経済圏をそれぞれ形成していく能力があると考えており、一例ではございますが、共に再生医療の研究が推進されているほか、本道農業を支える大手機械メーカーが大阪の企業であるなど、異なる個性や強みを生かして、さらに連携することで、双方の経済圏を発展させ、両地域の活性化が期待できますとともに、二つの地域が我が国の成長を牽引できると考えております。

また、札幌市とは、北海道全体としての経済圏の形成と、札幌市の都市機能を生かしたバックアップ体制という観点から、道と市の役割分担や連携の在り方などを検討しているところでございますが、副首都の対象は北海道であることから、全道域での経済圏の形成やバックアップに必要となるインフラ整備などにつきましては、札幌市のみならず、全道の市町村をはじめ、市長会、町村会、経済団体など関係の方々の御理解と御協力を得ながら、副首都として備えるべき機能などを検討する必要があると考えております。

最後に、国土強靱化の取組についてでございますが、本年７月の熊本地震や全国で続く豪雨災害をはじめ、近年、自然災害が激甚化、頻発化する中、国は、国土強靱化基本計画や約20兆円強程度をめどとする実施中期計画の下、防災、減災の取組を推進しております。

道におきましては、災害からの復旧、復興という事後対応はもとより、平時から大規模災害に備えるため、事前防災が重要との認識の下、ハード、ソフトの両面での対応を整理した北海道強靱化計画に基づき、危機管理投資の重点化といった国の方針も踏まえ、道路や治水、治山などのインフラ整備のほか、非常用物資の備蓄等、事前の防災力強化を進めてきております。

今後とも、必要な予算の確保に努めながら、道民の皆様の命と安全、安心な暮らしが守られる強靱な北海道づくりに取り組んでまいります。

○議長伊藤条一君　建設部建築企画監飯沼善範君。

○建設部建築企画監飯沼善範君（登壇）トイレの利用環境の改善についてでありますが、国が本年６月に策定した「トイレの便器数に係る基準と適用のあり方に関するガイドライン」では、トイレの便器数に係る基準について、男女を問わず快適に利用でき、待ち時間が平等になるよう、点検、見直しを行うこととされております。

また、施設の設計者や管理者に対しましては、トイレの利用実態を調査し、各施設の特性に応じて、男女の便器数を決定することとされております。

トイレの利用環境の改善に向けて、道では、本年７月に本ガイドラインの趣旨について関係団体に広く周知を図っており、今後、空港や駅など多数の方が利用する施設について、所管する国や関係機関の皆様と協議するなど、誰もが安全で快適にトイレを利用できる環境づくりに努めてまいります。

○議長伊藤条一君　教育長中島俊明君。

○教育長中島俊明君（登壇）宮崎議員の御質問にお答えいたします。

道立高校の魅力化に関し、まず、施設の充実についてでありますが、中学校卒業者数の減少や進路動向の変化など、高校教育を取り巻く環境が大きく変化する中、これまで以上に魅力ある高校づくりを進めていくことが重要と考えております。

生徒や教職員が、校内で時間を問わず商品を購入できる自動販売機は、利便性の向上に加え、福利厚生面で学校生活を快適にするものであり、道立高校では、生徒のニーズや施設の状況などを踏まえ、校長の判断により、飲料水などの自動販売機を設置しているところでございます。

道教委といたしましては、こうした各学校における福利厚生面の充実などの創意工夫をサポートいたしますとともに、計画的な施設整備など教育環境面の充実を図りながら、学校生活の魅力を高め、生徒や保護者から選ばれる高校づくりに取り組んでまいります。

次に、自己推薦による校長への登用についてでございますが、道教委では、高校の魅力化や校長等の意識改革を進めるため、意欲とアイデアを持って学校づくりに取り組む者の中から、プレゼンテーションによる選考によって適任者を校長として登用する取組を行っており、配置した学校では、地元企業や教育機関との協働の下で、学校の特色を生かした教育活動を行うなど、優れた実践に取り組んでいるところでございます。

道教委といたしましては、十分なフォロー体制の確保や全道的な人事バランスなどの事情も考慮し、明確なビジョンや確かな実行力など、高い資質、能力を有する者に限って登用することとしており、計画に沿った取組を効果的に進められるよう、教育指導監等による適切なフォローアップを行いますほか、必要な予算の確保について学校と協議するなど、この取組を持続的に行うことにより、本道における高校教育全体の質の向上につなげてまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　宮崎アカネ君。

○35番宮崎アカネ君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、副首都構想への対応について再質問させていただきます。

まず、スケジュール及び組織的対応について、札幌市と連携を進めるため、８月18日に、総合政策部政策局に副首都整備等準備室を設置したりしていますが、公式の議会報告は事後説明でした。大阪府知事との協定締結など、何につけても報道で知ることばかりです。

道民の皆様から、副首都に指定された場合の地域的メリットは何かなど、疑問の声も多く、そもそも、副首都へ名のりを上げるという重要な政策判断や政策表明において、なぜ事前に道民の皆様や道議会に説明や相談をしてこなかったのか、緊急を要する理由も含めて、知事の所見をお伺いいたします。

次に、行政連携の効果や道内各地のメリットについて伺いましたが、先ほどの答弁からは、地方における具体的な副首都効果やメリットは、よく分かりませんでした。

そもそも、他の府県と北海道では行政面積が相当異なり、広大な北海道全体を経済圏域の一つ

として見ること自体、不安もあります。

結局は、札幌圏域の一極集中が懸念されるため、道民の不安を解消すべく、少なくとも政令の内容や副首都の指定先などが明確となった都度、本道の社会や経済にどのような効果があり、何がどう変わるかなど、道民や市町村、議会などへ丁寧に説明を尽くすよう指摘させていただきます。

次に、トイレの便器数に係る基準についてですが、ただいま答弁いただきましたが、再度伺います。

国土交通省のガイドラインが変わりましたが、関係団体に周知だけではなく、このガイドラインを基に、道として目指す方向性を示し、連携が必要と思います。

先ほどの繰り返しになりますが、海外では、既に、男性便器よりも女性便器が２倍の国もあり、例えば、国のガイドラインにも記載してありますが、韓国では、女性用トイレの便器数は、男性用トイレの大便器、小便器の数の合計以上となるように設置すること。大統領令で定める場所や施設の場合には、女性用トイレの便器の数は、男性用トイレの大便器と小便器の数の1.5倍以上になるよう設置することと明記しています。また、台湾では、住宅、小中学校、その他の学校、一般事務所、工場、寮、劇場、駅、空港の待合室、その他公共の建物の９区分について、原則としてそれぞれ区分ごとに定められた便器の数が設置されていることと定められています。

そこを踏まえると、道の答弁は、トイレの利用の行列に終止符をつけていく姿勢が伝わりません。男女を問わず、誰もが安全で快適にトイレを利用できる環境の実現を目指しと掲げられていますが、道では、安全で快適にトイレを利用できる環境とは、どのようなイメージを持たれていますか。

また、観光立国・北海道とトイレについて、知事はどのように考えているのか、伺います。

次に、都市計画についてですが、インフラ整備の自転車利用環境について答弁いただきましたが、再質問させていただきます。

答弁では、道は、市町村や国と連携し、ネットワーク計画に基づく整備を進めると答弁いただきました。答弁からいくと、インフラ整備が完了した後に矢羽根型路面標示にされる構図であり、今回の計画は、自転車利用環境は従来どおりの歩道の考え方のみということが分かりました。

では、今後、インフラ整備の改修や新設時に、自転車の通行空間の整備を含めた議論が必要ではないでしょうか。

今回の都市計画変更箇所についても、自転車ネットワーク道路の連続性を確保する観点からだと思いますが、自歩道で整備し、４メートルの幅員の計画とはなっていますが、整備後に自転車ネットワーク路線に位置づけられた場合、矢羽根型路面標示がつくとなると、路肩が広く取られていなければ、今までの路面と同じ現状となります。

国土交通省と警察庁の推進ガイドラインを計画の段階で盛り込まなければ、安全で快適な自転車利用環境の実現にならないのではないでしょうか。

再度、今後どう取り組むのか、お伺いします。

次に、地球温暖化による食料問題についてですが、先ほどの答弁では、過去の被害を述べただけで、エタノール水の研究の部分に言及はありませんでした。

作物における高温耐性の研究は、国内の研究機関などから次々と発表されています。

私は、評価を求めているのではなく、近年の地球温暖化の影響により、様々な気象条件の下で、本道の農作物に適応するのか否か、実畑で検証することは、高温障害の対策のみならず、広く本道の食料安全保障にも通じるのではないかと伺いました。

引き続き、本道の農業・農村政策の観点から、本件を検証することなどを求めて、指摘とさせていただきます。

次に、道立高校の魅力化についてですが、教育長の答弁で、自動販売機は、福利厚生の面で学校生活を快適にするものとのことで前向きであること、アイスの自動販売機はもとより、地域性あふれる自動販売機ができることで、さらなる魅力化の一つになると思いますし、自己推薦校長の取組が地域の活性化にもつながると思います。

全国から生徒が集まる高校になる可能性を秘めている、だからこそ、自己推薦校長を増やす取組をお願いしたいと申し上げ、以上、答弁により、再々質問を留保し、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長伊藤条一君　知事。

○知事鈴木直道君（登壇）宮崎議員の再質問にお答えいたします。

最初に、副首都構想に関するこれまでの取組についてでありますが、道としては、札幌市と協議し、国の検討が具体化する前に、まずは、北海道を含む複数が対象となるよう、担当大臣に要望したほか、大阪府とは、府知事の来道を機に、共にバックアップ体制等を検討することを合意するなど、検討、準備を進めているところであります。

道議会議員の皆様には、こうした取組について、その都度、状況を御報告するとともに、さきの常任委員会において御説明させていただいたところでありますが、道議会をはじめ、道民の皆様や市町村、関係団体等の方々に対し、今後とも継続的に、様々な機会を通じ、丁寧な情報提供に努めてまいります。

次に、トイレの利用環境についてでありますが、道では、施設の設計者や管理者が、各施設の特性に応じて、国のガイドラインを適用することが重要であると考えており、それにより、男女を問わず快適で待ち時間が平等な利用環境の整備促進を図ってまいります。

道としては、旅行者の方々を含め、多数の方が利用する施設を所管する国や関係機関の皆様と、本ガイドラインの適用についての協議を行うなどし、利用者の方々の満足度向上が図られるよう取組を進め、誰もが安全で快適にトイレを利用できる環境づくりに努めるとともに、旅行者の方々の満足度向上にもつなげてまいります。

最後に、自転車利用環境の実現についてでありますが、国のガイドラインは、自転車は車両であり、車道通行が大原則という観点に基づき、自転車と自動車を構造物により分離する自転車

道、車道内で通行帯を分離する自転車専用通行帯、矢羽根型路面標示等で注意喚起を行う車道混在の三つの整備形態が示されており、地域の課題やニーズを十分に踏まえ、自動車の速度や交通量に応じて選択する設計の考え方等を示したものです。

道としては新たな都市計画道路の計画に当たっては、ガイドラインを反映した自転車ネットワーク計画を踏まえて検討を行うなど、本道の特性に応じた安全で快適な自転車利用環境の実現に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長伊藤条一君　宮崎アカネ君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

９月17日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時39分散会